

総務省公害等調整委員会

ちよんせい

平成 27 年 2 月

第 8 0 号



フォトコーナー



▲西新宿高層ビル群から富士を望む
(写真提供：東京都新宿区)



▲グラバー邸
(写真提供：長崎県長崎市)



▲一乗滝 (写真提供：福井県福井市)



▲長崎ランタンフェスティバル
(写真提供：長崎県長崎市)

目 次

フォトコーナー	
年頭の挨拶	1
	公害等調整委員会委員長 富越 和厚 ※
平成 25 年度公害苦情調査結果報告	3
	公害等調整委員会事務局 ※
公害等調整委員会の動き	29
1 審問（調停）期日の開催状況（平成 26 年 10 月～12 月）	
2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成 26 年 10 月～12 月）	
3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要（平成 26 年 10 月～12 月）	
	公害等調整委員会事務局 ※
都道府県公害審査会の動き	35
受付・終結事件の概要（平成 26 年 10 月～12 月）	
	公害等調整委員会事務局 ※
シリーズ「振動に関わる苦情への対応」	42
－第 8 回 環境振動問題に対する取り組みの現状について－	
	独立行政法人 産業技術総合研究所 国松 直
ネットワーク	
最前線紹介 「暮らしやすさも賑わいも一番のまち」新宿	52
	東京都新宿区環境清掃部環境対策課
がんばってまーす ちょっと臭いするね	53
	福井県福井市環境課 主事 白崎 大介
長崎市における公害苦情相談処理について	55
	長崎県長崎市環境政策課 主査 笹田 知紀
公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議の開催	58
	公害等調整委員会事務局 ※
	長野県長野市環境部環境政策課主事 酒井 雅宏
	岡山県岡山市環境局環境保全課主任 笠原 千晴
最近の公害裁判例 第 18 回	62
マンションの階下に居住する者の騒音について、階上に居住する者が求めた不法行為による損害賠償請求の一部が認容された事例	
	公害等調整委員会事務局 ※
	公害紛争処理制度に関する相談窓口 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真

一乗谷朝倉氏遺跡（写真提供：福井県福井市）

朝倉氏は 5 代 103 年にわたって越前国を支配した戦国大名です。1573 年の刀根坂の戦いで織田・徳川軍と激突し大敗。5 代当主義景は自害し朝倉家の繁栄は幕を閉じました。福井市の南東約 10 キロの一乗谷にある朝倉氏の城下町跡はほぼ完全な姿で発掘され、国の特別史跡・特別名勝に指定されています。

年頭の挨拶

公害等調整委員会委員長 富越 和厚

- 1 皆様、新年あけましておめでとうございます。本年も皆様にとって実り多き一年となりますことを、心よりお祈り申し上げます。
- 2 昨年、当委員会には、公害紛争事件関係では調停事件3件、裁定事件75件の計78件が係属し、そのうち29件が終結いたしました。また、都道府県公害審査会等においては、75件が係属し、うち同年中の終結件数は35件となっております。さらに、平成25年度に地方公共団体の窓口寄せられた公害苦情件数は約7.7万件で、前年度に比べ減少してはいますが、なお多くの公害苦情が寄せられている状況です。各地方公共団体の皆様には、日々、公害紛争処理及び公害苦情処理の対応に御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。
- 3 事件にはそれぞれ個別性があり、事案に応じた解決が求められますが、本年も引き続き、適切・迅速に業務が遂行できるよう、皆様とともに努めてまいりたいと思います。
- 4 当委員会では、近年、広報に力を入れており、都道府県公害審査会や市町村の公害苦情窓口の方々、法テラス等、各関係機関とも連携を図り、公害紛争処理制度を広く国民の皆様にご活用いただこうと取り組んでおります。昨年は、都道府県公害審査会に係属した調停事件が1件、新たに裁定事件として当委員会に係属いたしました。今後も、関係機関と連携することで、公害紛争の円滑な処理に寄与できるよう努めてまいりたいと考えています。
- 5 ところで、最近の公害紛争については、つとに指摘されているとおり、産業型公害から生活環境型公害へ変化がみられます。当委員会設立当初の四大公害に代表される工業生産活動に起因する大規模公害は、その後の産業構造の変化、公害意識の高まりに応じた法規制、事業者の対応により減少し、発生源自体が日常生活の中にあるものが増えています。これらの事件の中には、近隣紛争というべきものもありますが、今後とも留意すべきものとして2つの紛争タイプがあるのではないかと考えております。

一つは、発生源は日常生活にあります。そこで使用される商品等の性能、機能に原因があるものです。このタイプでは、発生源である消費者の使用方法にとどまらず、その商品等の製造者への目配りが必要となるかもしれません。

第二のタイプは、我々の消費活動の後始末というべき廃棄物処理に関するものです。処理すべき残土、廃棄物の発生が我々の消費活動にある以上、処理（廃棄・リサイクル）は避けることができない問題です。しかし他方で、いかに環境負荷を低減し、安全、確実に処理するかが課題であり、持続可能な社会を構築していくという観点からも興味深いものと考えています。

今後とも、事件の動向に留意するとともに、公害審査会等での調停、市町村における苦情相談、さらには訴訟といった紛争解決手段の中で、当委員会に期待される機能を考えていきたいと思っています。

6 なお、昨年から「公害紛争処理制度に関する懇談会」を設け、学者、実務家の方々に、40年来の公害紛争処理制度の問題点の洗い出しをお願いしております。今後、議論がどのようにとりまとめられるのか、大いに関心をもっているところであります。そこでの一つの論点に、公害紛争処理行政における地方自治体との機能分担というテーマがありますが、適切な紛争解決のため、国・都道府県・市町村といった行政の垣根を越えた連携・協力に一層努めてまいりたいと考えています。

7 最後に、私ごとですが、昨年末で委員長としての任期の半分を終え、折り返し点にきました。本年も、国民からより信頼される制度を目指して、皆様と共に、知恵と力を出し合って、仕事をしていきたいと考えております。

8 以上で、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。本年も、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

以上

平成 25 年度公害苦情調査結果報告

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会は、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の受付状況、処理状況等の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、毎年度、「公害苦情調査」を実施しています。

平成 25 年度の調査結果については、以下のとおりです。

第 1 公害苦情の受付状況

1 全国の公害苦情受付件数

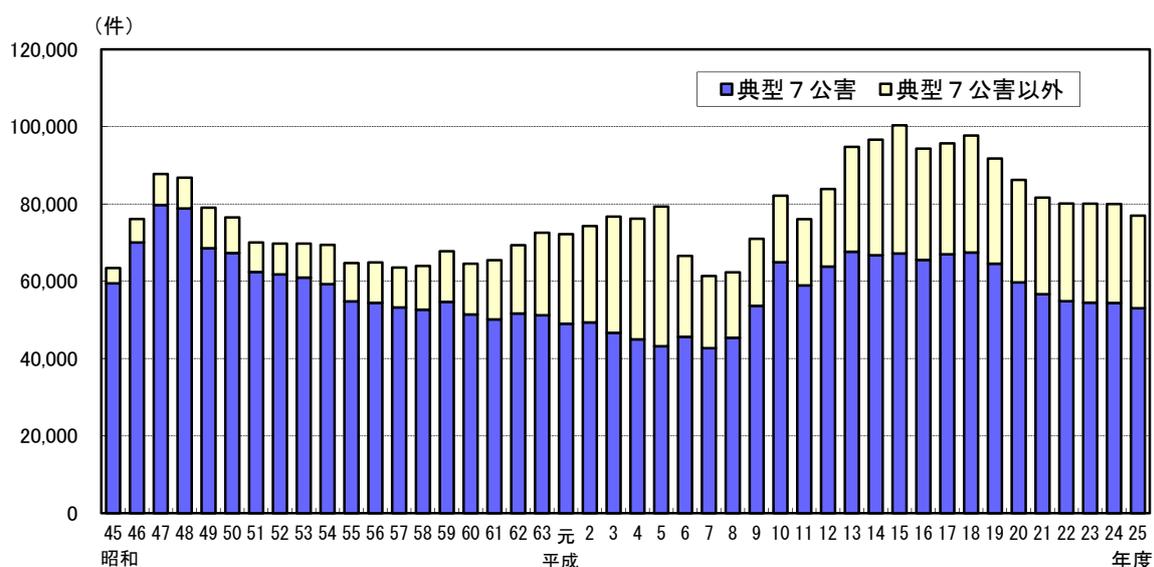
平成 25 年度の全国の公害苦情受付件数は 76,958 件

前年度に比べ 3,042 件 (3.8%) の減少

平成 25 年度に新規に受け付けた公害苦情件数は 76,958 件で、前年度(平成 24 年度)に比べ 3,042 件(対前年度比 3.8%)減少している。

最近の推移をみると、平成 15 年度には調査開始(昭和 41 年度)以来初めて 10 万件を上回った後、16 年度は一旦減少し、17 年度、18 年度と続けて増加したが、19 年度以降は 7 年続けて減少している。

図 1 公害苦情件数の推移



注 1) 平成 6 年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注 2) 平成 22 年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域(青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村)の苦情件数が含まれていない。

表1 公害苦情件数の推移

(単位：件)

年 度	公害苦情件数	対前年度増減数	対前年度増減率 (%)	公害苦情指数 (昭和45年度=100)
昭和45年度	63,433	22,579	55.3	100.0
46	76,106	12,673	20.0	120.0
47	87,764	11,658	15.3	138.4
48	86,777	-987	-1.1	136.8
49	79,015	-7,762	-8.9	124.6
50	76,531	-2,484	-3.1	120.6
51	70,033	-6,498	-8.5	110.4
52	69,729	-304	-0.4	109.9
53	69,730	1	0.0	109.9
54	69,421	-309	-0.4	109.4
55	64,690	-4,731	-6.8	102.0
56	64,883	193	0.3	102.3
57	63,559	-1,324	-2.0	100.2
58	63,976	417	0.7	100.9
59	67,754	3,778	5.9	106.8
60	64,550	-3,204	-4.7	101.8
61	65,467	917	1.4	103.2
62	69,313	3,846	5.9	109.3
63	72,565	3,252	4.7	114.4
平成元年度	72,159	-406	-0.6	113.8
2	74,294	2,135	3.0	117.1
3	76,713	2,419	3.3	120.9
4	76,186	-527	-0.7	120.1
5	79,317	3,131	4.1	125.0
6	66,556	-12,761	-16.1	104.9
7	61,364	-5,192	-7.8	96.7
8	62,315	951	1.5	98.2
9	70,975	8,660	13.9	111.9
10	82,138	11,163	15.7	129.5
11	76,080	-6,058	-7.4	119.9
12	83,881	7,801	10.3	132.2
13	94,767	10,886	13.0	149.4
14	96,613	1,846	1.9	152.3
15	100,323	3,710	3.8	158.2
16	94,321	-6,002	-6.0	148.7
17	95,655	1,334	1.4	150.8
18	97,713	2,058	2.2	154.0
19	91,770	-5,943	-6.1	144.7
20	86,236	-5,534	-6.0	135.9
21	81,632	-4,604	-5.3	128.7
22	80,095	-1,537	-1.9	126.3
23	80,051	-44	-0.1	126.2
24	80,000	-51	-0.1	126.1
25	76,958	-3,042	-3.8	121.3

注1) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注2) 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。

2 公害の種類別苦情件数

典型7公害の苦情件数は53,039件で、前年度に比べ1,338件(2.5%)の減少

典型7公害以外の苦情件数は23,919件で、前年度に比べ1,704件(6.7%)の減少

平成25年度の公害苦情件数(76,958件)のうち、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」のいわゆる「典型7公害」の苦情件数は53,039件(公害苦情件数の68.9%)で、前年度に比べ1,338件(対前年度比2.5%)減少している。

また、廃棄物投棄など「典型7公害以外」の苦情件数は23,919件(公害苦情件数の31.1%)で、前年度に比べ1,704件(対前年度比6.7%)減少している。

図2 典型7公害及び典型7公害以外の苦情件数の推移

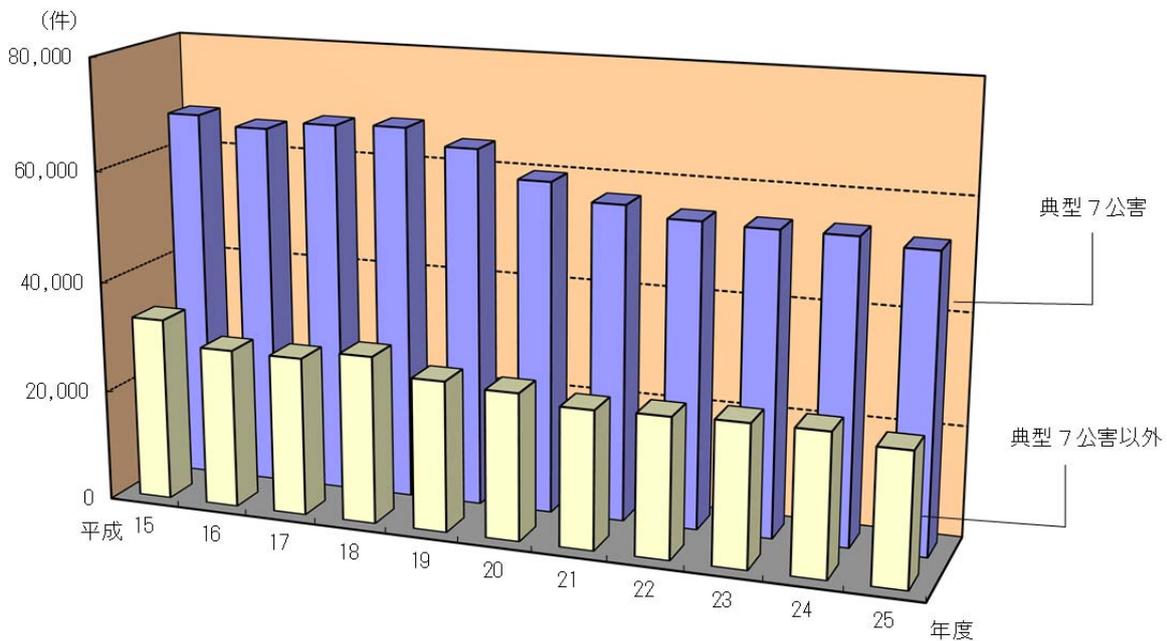


表2 典型7公害及び典型7公害以外の苦情件数の推移

(単位：件)

年度	合計 a	典型7公害				典型7公害以外			
		公害苦情件数 b	構成比 (%) (b/a*100)	対前年度増減数	対前年度増減率 (%)	公害苦情件数 c	構成比 (%) (c/a*100)	対前年度増減数	対前年度増減率 (%)
平成15年度	100,323	67,197	67.0	470	0.7	33,126	33.0	3,240	10.8
16	94,321	65,535	69.5	-1,662	-2.5	28,786	30.5	-4,340	-13.1
17	95,655	66,992	70.0	1,457	2.2	28,663	30.0	-123	-0.4
18	97,713	67,415	69.0	423	0.6	30,298	31.0	1,635	5.7
19	91,770	64,529	70.3	-2,886	-4.3	27,241	29.7	-3,057	-10.1
20	86,236	59,703	69.2	-4,826	-7.5	26,533	30.8	-708	-2.6
21	81,632	56,665	69.4	-3,038	-5.1	24,967	30.6	-1,566	-5.9
22	80,095	54,845	68.5	-1,820	-3.2	25,250	31.5	283	1.1
23	80,051	54,453	68.0	-392	-0.7	25,598	32.0	348	1.4
24	80,000	54,377	68.0	-76	-0.1	25,623	32.0	25	0.1
25	76,958	53,039	68.9	-1,338	-2.5	23,919	31.1	-1,704	-6.7

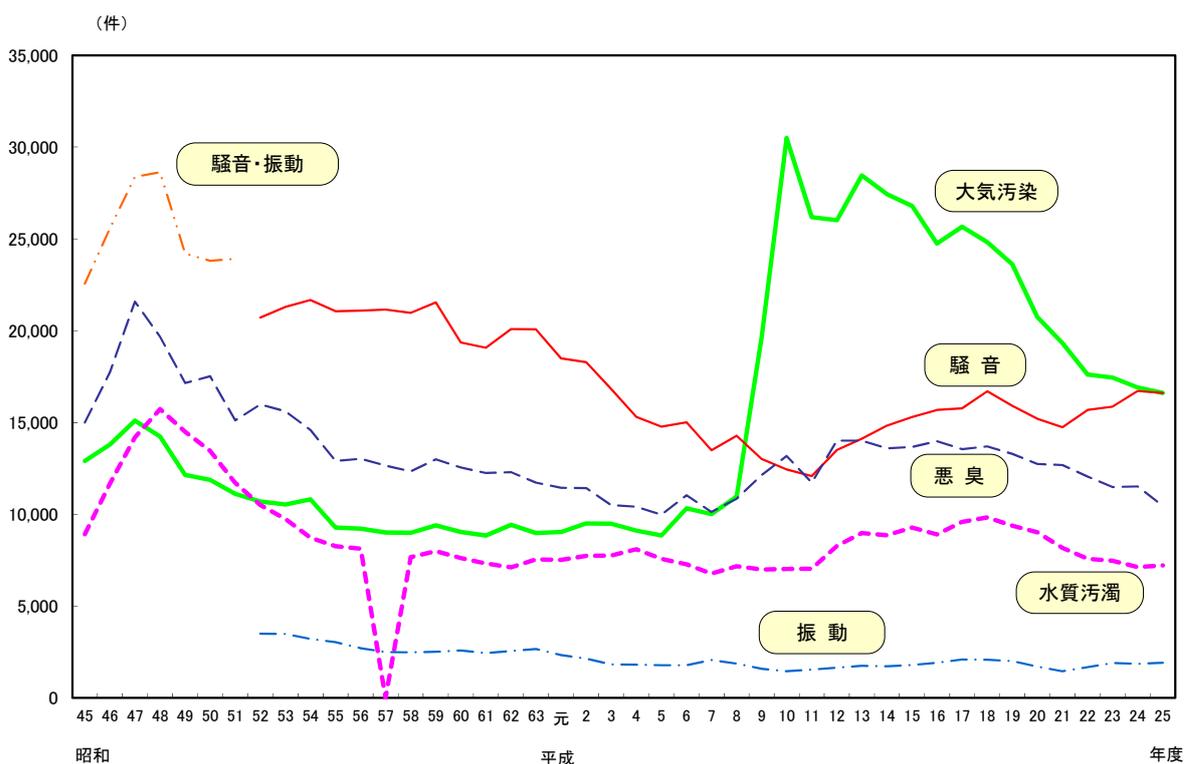
(1) 典型7公害の種類別苦情件数

典型7公害の苦情件数のうち「大気汚染」及び「騒音」がそれぞれ3割超
「騒音」が「大気汚染」とほぼ同数に並ぶ

平成25年度の典型7公害の苦情件数（53,039件）を種類別にみると、「大気汚染」が16,616件（典型7公害苦情件数の31.3%）と最も多く、次いで、「騒音」が16,611件（同31.3%）、「悪臭」が10,464件（同19.7%）、「水質汚濁」が7,216件（同13.6%）、「振動」が1,914件（同3.6%）、「土壌汚染」が202件（同0.4%）、「地盤沈下」が16件（同0.0%）となっている。

最近5年間の動きをみると、「大気汚染」、「悪臭」、「水質汚濁」は減少傾向にある一方、「騒音」は増加傾向にあり、平成25年度は、「騒音」が「大気汚染」とほぼ同数となった。

図3 典型7公害の種類別苦情件数の推移



注1) 「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、表示していない。
 注2) 「騒音」と「振動」は、昭和51年度以前の調査においては、「騒音・振動」としてとらえていた。
 注3) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
 注4) 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。

表3 典型7公害の種類別苦情件数の推移

(単位：件)

年 度		合 計							
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	
公害苦情件数	平成15年度	67,197	26,793	9,273	342	15,295	1,797	28	13,669
	16	65,535	24,741	8,909	268	15,689	1,916	28	13,984
	17	66,992	25,658	9,595	281	15,767	2,100	40	13,551
	18	67,415	24,825	9,825	271	16,692	2,081	24	13,697
	19	64,529	23,628	9,383	281	15,913	2,000	34	13,290
	20	59,703	20,749	9,023	253	15,211	1,699	28	12,740
	21	56,665	19,324	8,171	251	14,749	1,455	30	12,685
	22	54,845	17,612	7,574	222	15,678	1,675	23	12,061
	23	54,453	17,444	7,477	252	15,862	1,902	22	11,494
	24	54,377	16,907	7,129	229	16,714	1,858	21	11,519
	25	53,039	16,616	7,216	202	16,611	1,914	16	10,464
構成比(%)	平成15年度	100.0	39.9	13.8	0.5	22.8	2.7	0.0	20.3
	16	100.0	37.8	13.6	0.4	23.9	2.9	0.0	21.3
	17	100.0	38.3	14.3	0.4	23.5	3.1	0.1	20.2
	18	100.0	36.8	14.6	0.4	24.8	3.1	0.0	20.3
	19	100.0	36.6	14.5	0.4	24.7	3.1	0.1	20.6
	20	100.0	34.8	15.1	0.4	25.5	2.8	0.0	21.3
	21	100.0	34.1	14.4	0.4	26.0	2.6	0.1	22.4
	22	100.0	32.1	13.8	0.4	28.6	3.1	0.0	22.0
	23	100.0	32.0	13.7	0.5	29.1	3.5	0.0	21.1
	24	100.0	31.1	13.1	0.4	30.7	3.4	0.0	21.2
	25	100.0	31.3	13.6	0.4	31.3	3.6	0.0	19.7
対前年度増減数	平成15年度	470	-636	410	71	461	75	9	80
	16	-1,662	-2,052	-364	-74	394	119	0	315
	17	1,457	917	686	13	78	184	12	-433
	18	423	-833	230	-10	925	-19	-16	146
	19	-2,886	-1,197	-442	10	-779	-81	10	-407
	20	-4,826	-2,879	-360	-28	-702	-301	-6	-550
	21	-3,038	-1,425	-852	-2	-462	-244	2	-55
	22	-1,820	-1,712	-597	-29	929	220	-7	-624
	23	-392	-168	-97	30	184	227	-1	-567
	24	-76	-537	-348	-23	852	-44	-1	25
	25	-1,338	-291	87	-27	-103	56	-5	-1,055
対前年度増減率(%)	平成15年度	0.7	-2.3	4.6	26.2	3.1	4.4	47.4	0.6
	16	-2.5	-7.7	-3.9	-21.6	2.6	6.6	0.0	2.3
	17	2.2	3.7	7.7	4.9	0.5	9.6	42.9	-3.1
	18	0.6	-3.2	2.4	-3.6	5.9	-0.9	-40.0	1.1
	19	-4.3	-4.8	-4.5	3.7	-4.7	-3.9	41.7	-3.0
	20	-7.5	-12.2	-3.8	-10.0	-4.4	-15.1	-17.6	-4.1
	21	-5.1	-6.9	-9.4	-0.8	-3.0	-14.4	7.1	-0.4
	22	-3.2	-8.9	-7.3	-11.6	6.3	15.1	-23.3	-4.9
	23	-0.7	-1.0	-1.3	13.5	1.2	13.6	-4.3	-4.7
	24	-0.1	-3.1	-4.7	-9.1	5.4	-2.3	-4.5	0.2
	25	-2.5	-1.7	1.2	-11.8	-0.6	3.0	-23.8	-9.2

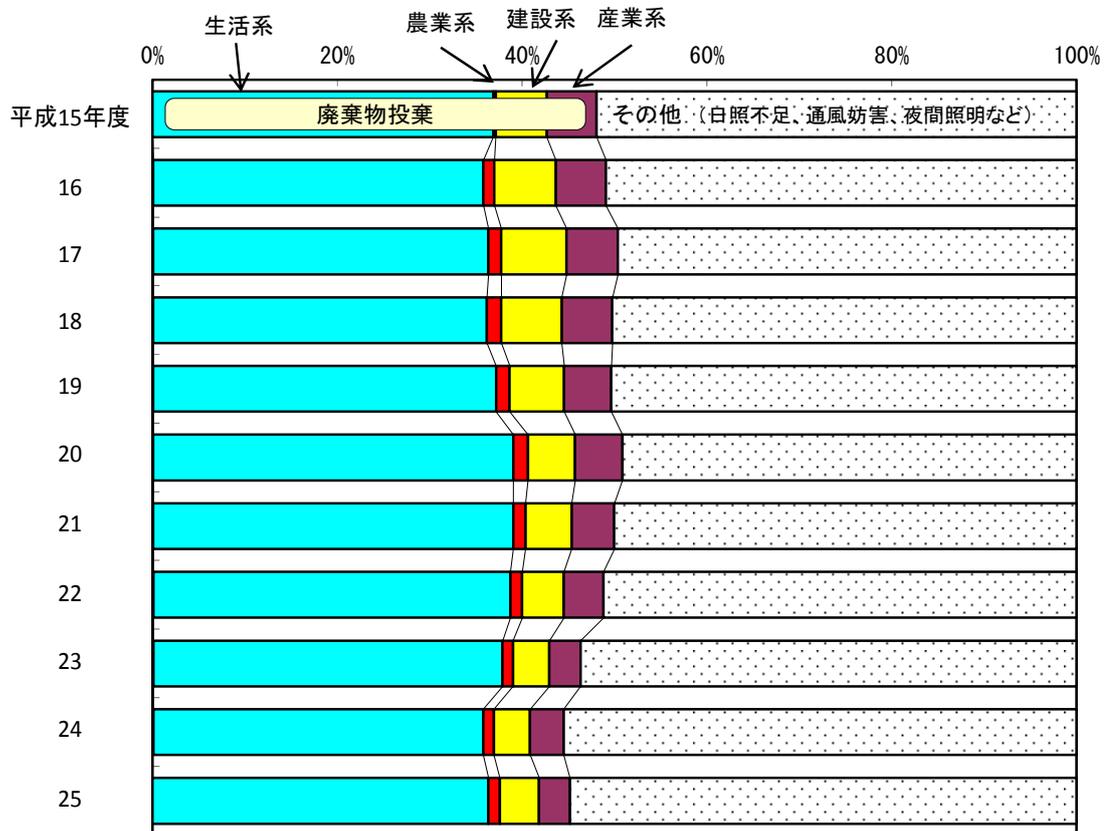
(2) 典型7公害以外の種類別苦情件数

典型7公害以外の苦情件数の4割超は「廃棄物投棄」

平成25年度の典型7公害以外の苦情件数(23,919件)のうち、「廃棄物投棄」は10,801件(典型7公害以外の苦情件数の45.2%)で、前年度に比べ584件(対前年度比5.1%)減少している。

廃棄物投棄の内訳をみると、「生活系」の投棄が8,696件(廃棄物投棄の80.5%)と最も多く、次いで、「建設系」の投棄が1,016件(同9.4%)、「産業系」の投棄が796件(同7.4%)、「農業系」の投棄が293件(同2.7%)となっている。

図4 典型7公害以外の種類別苦情件数の割合の推移



〈参考〉 典型7公害以外の種類

廃棄物投棄	生活系	主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空きびん・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ごみ等による「一般廃棄物」の投棄
	農業系	主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死骸及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄
	建設系	主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄
	産業系	主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄
その他	高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など	

表4 典型7公害以外の種類別苦情件数の推移

(単位：件)

年 度		合 計	種類別					その他
			廃棄物投棄	生活系	農業系	建設系	産業系	
公害苦情件数	平成15年度	33,126	15,911	12,216	91	1,823	1,781	17,215
	16	28,786	14,113	10,296	342	1,913	1,562	14,673
	17	28,663	14,424	10,409	396	2,025	1,594	14,239
	18	30,298	15,064	10,951	471	1,984	1,658	15,234
	19	27,241	13,511	10,118	399	1,606	1,388	13,730
	20	26,533	13,480	10,349	419	1,354	1,358	13,053
	21	24,967	12,462	9,737	327	1,250	1,148	12,505
	22	25,250	12,306	9,770	318	1,138	1,080	12,944
	23	25,598	11,846	9,681	292	1,003	870	13,752
	24	25,623	11,385	9,154	295	1,003	933	14,238
	25	23,919	10,801	8,696	293	1,016	796	13,118
構成比 (%)	平成15年度	100.0	48.0	76.8	0.6	11.5	11.2	52.0
	16	100.0	49.0	73.0	2.4	13.6	11.1	51.0
	17	100.0	50.3	72.2	2.7	14.0	11.1	49.7
	18	100.0	49.7	72.7	3.1	13.2	11.0	50.3
	19	100.0	49.6	74.9	3.0	11.9	10.3	50.4
	20	100.0	50.8	76.8	3.1	10.0	10.1	49.2
	21	100.0	49.9	78.1	2.6	10.0	9.2	50.1
	22	100.0	48.7	79.4	2.6	9.2	8.8	51.3
	23	100.0	46.3	81.7	2.5	8.5	7.3	53.7
	24	100.0	44.4	80.4	2.6	8.8	8.2	55.6
	25	100.0	45.2	80.5	2.7	9.4	7.4	54.8
対前年度増減数	平成15年度	3,240	2,262	2,203	-2	15	46	978
	16	-4,340	-1,798	-1,920	251	90	-219	-2,542
	17	-123	311	113	54	112	32	-434
	18	1,635	640	542	75	-41	64	995
	19	-3,057	-1,553	-833	-72	-378	-270	-1,504
	20	-708	-31	231	20	-252	-30	-677
	21	-1,566	-1,018	-612	-92	-104	-210	-548
	22	283	-156	33	-9	-112	-68	439
	23	348	-460	-89	-26	-135	-210	808
	24	25	-461	-527	3	0	63	486
	25	-1,704	-584	-458	-2	13	-137	-1,120
対前年度増減率 (%)	平成15年度	10.8	16.6	22.0	-2.2	0.8	2.7	6.0
	16	-13.1	-11.3	-15.7	275.8	4.9	-12.3	-14.8
	17	-0.4	2.2	1.1	15.8	5.9	2.0	-3.0
	18	5.7	4.4	5.2	18.9	-2.0	4.0	7.0
	19	-10.1	-10.3	-7.6	-15.3	-19.1	-16.3	-9.9
	20	-2.6	-0.2	2.3	5.0	-15.7	-2.2	-4.9
	21	-5.9	-7.6	-5.9	-22.0	-7.7	-15.5	-4.2
	22	1.1	-1.3	0.3	-2.8	-9.0	-5.9	3.5
	23	1.4	-3.7	-0.9	-8.2	-11.9	-19.4	6.2
	24	0.1	-3.9	-5.4	1.0	0.0	7.2	3.5
	25	-6.7	-5.1	-5.0	-0.7	1.3	-14.7	-7.9

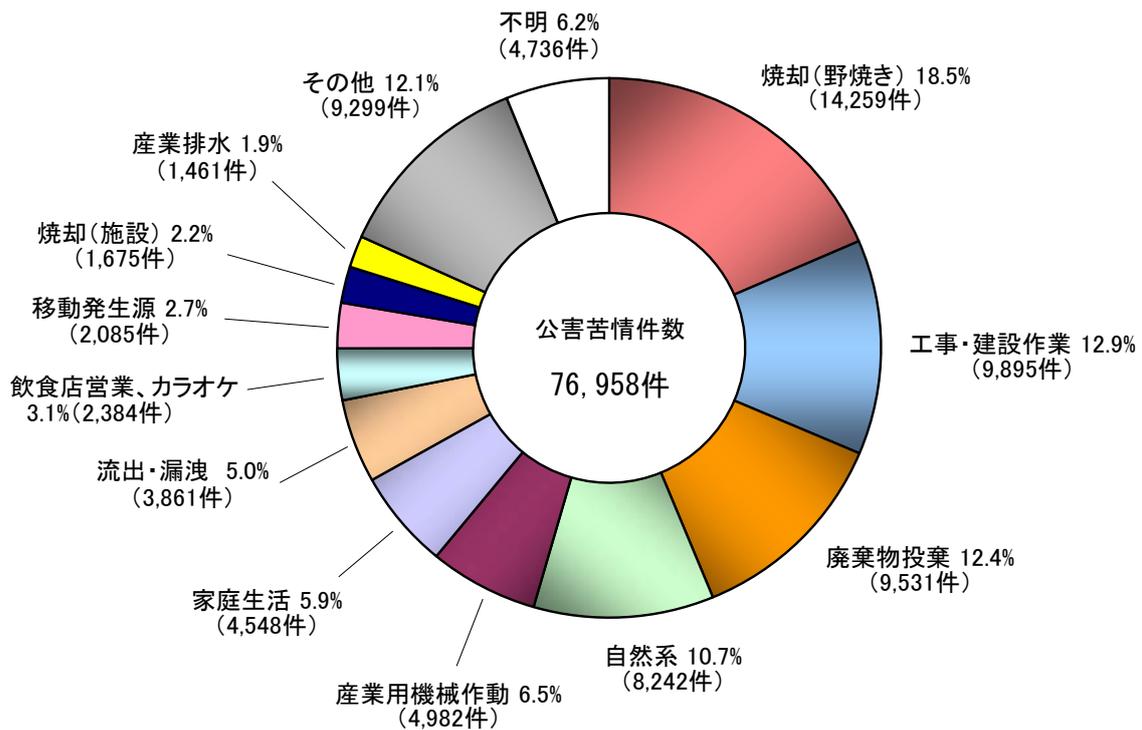
注) 「生活系」「農業系」「建設系」及び「産業系」の構成比 (%) は、「廃棄物投棄」に占める割合である。

3 主な発生原因別公害苦情件数

主な発生原因のうち最も多いのは「焼却（野焼き）」で、全体の約2割

平成25年度の公害苦情件数（76,958件）を主な発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」が14,259件（公害苦情件数の18.5%）と最も多く、次いで、「工事・建設作業」が9,895件（同12.9%）、「廃棄物投棄」が9,531件（同12.4%）、「自然系」が8,242件（同10.7%）、「産業用機械作動」が4,982件（同6.5%）、「家庭生活」が4,548件（同5.9%）、などの順となっている。

図5 主な発生原因別公害苦情件数の割合



注1) 「自然系」とは、自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明している公害をいう。

注2) 「家庭生活」は、「家庭生活（機器）」「家庭生活（ペット）」「家庭生活（その他）」の合計である。

注3) 「移動発生源」は、「移動発生源（自動車運行）」「移動発生源（鉄道運行）」「移動発生源（航空機運航）」の合計である。

表5 公害の種類、公害の主な発生原因別公害苦情件数

(単位：件)

公害の主な発生原因	合計	典型7公害									典型7公害以外	
		計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	うち		振動	地盤沈下		悪臭
							低周波					
合計	76,958	53,039	16,616	7,216	202	16,611	185	1,914	16	10,464	23,919	
公害苦情件数	焼却(施設)	1,675	1,597	1,247	4	0	11	0	0	0	335	78
	産業用機械作動	4,982	4,935	524	31	3	3,467	48	241	0	669	47
	産業排水	1,461	1,425	2	1,115	2	4	0	1	0	301	36
	流出・漏洩	3,861	3,602	159	2,546	96	67	0	1	0	733	259
	工事・建設作業	9,895	9,519	1,903	214	19	5,765	10	1,310	1	307	376
	飲食店営業	1,684	1,626	56	148	1	856	2	3	0	562	58
	カラオケ	700	700	0	0	0	700	0	0	0	0	0
	移動発生源(自動車運行)	1,052	994	74	111	1	582	2	206	0	20	58
	移動発生源(鉄道運行)	101	99	2	5	2	68	2	22	0	0	2
	移動発生源(航空機運航)	932	924	0	0	0	924	0	0	0	0	8
	廃棄物投棄	9,531	263	20	92	17	13	0	2	0	119	9,268
	家庭生活(機器)	730	564	37	28	0	404	24	1	0	94	166
	家庭生活(ペット)	610	341	3	4	1	240	1	0	0	93	269
	家庭生活(その他)	3,208	2,034	196	287	9	378	5	4	0	1,160	1,174
	焼却(野焼き)	14,259	13,026	11,342	5	2	2	0	0	0	1,675	1,233
	自然系	8,242	837	52	482	8	34	1	1	1	259	7,405
	その他	9,299	6,555	717	425	26	2,617	17	71	5	2,694	2,744
不明	4,736	3,998	282	1,719	15	479	73	51	9	1,443	738	
構成比(%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	焼却(施設)	2.2	3.0	7.5	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	3.2	0.3
	産業用機械作動	6.5	9.3	3.2	0.4	1.5	20.9	25.9	12.6	0.0	6.4	0.2
	産業排水	1.9	2.7	0.0	15.5	1.0	0.0	0.0	0.1	0.0	2.9	0.2
	流出・漏洩	5.0	6.8	1.0	35.3	47.5	0.4	0.0	0.1	0.0	7.0	1.1
	工事・建設作業	12.9	17.9	11.5	3.0	9.4	34.7	5.4	68.4	6.3	2.9	1.6
	飲食店営業	2.2	3.1	0.3	2.1	0.5	5.2	1.1	0.2	0.0	5.4	0.2
	カラオケ	0.9	1.3	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	移動発生源(自動車運行)	1.4	1.9	0.4	1.5	0.5	3.5	1.1	10.8	0.0	0.2	0.2
	移動発生源(鉄道運行)	0.1	0.2	0.0	0.1	1.0	0.4	1.1	1.1	0.0	0.0	0.0
	移動発生源(航空機運航)	1.2	1.7	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃棄物投棄	12.4	0.5	0.1	1.3	8.4	0.1	0.0	0.1	0.0	1.1	38.7
	家庭生活(機器)	0.9	1.1	0.2	0.4	0.0	2.4	13.0	0.1	0.0	0.9	0.7
	家庭生活(ペット)	0.8	0.6	0.0	0.1	0.5	1.4	0.5	0.0	0.0	0.9	1.1
	家庭生活(その他)	4.2	3.8	1.2	4.0	4.5	2.3	2.7	0.2	0.0	11.1	4.9
	焼却(野焼き)	18.5	24.6	68.3	0.1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.0	5.2
	自然系	10.7	1.6	0.3	6.7	4.0	0.2	0.5	0.1	6.3	2.5	31.0
その他	12.1	12.4	4.3	5.9	12.9	15.8	9.2	3.7	31.3	25.7	11.5	
不明	6.2	7.5	1.7	23.8	7.4	2.9	39.5	2.7	56.3	13.8	3.1	

注1)「その他」とは、焼却(施設)～自然系までの分類に該当しないものをいう。

注2)「不明」とは、発生源が全く分からないものをいう。

4 主な発生源別公害苦情件数

主な発生源は、「会社・事業所」が全体の約4割、うち一番多いのが「建設業」
「個人」は全体の約3割

平成25年度の公害苦情件数（76,958件）を主な発生源別にみると、「会社・事業所」が31,951件（公害苦情件数の41.7%）、「個人」が23,820件（同31.0%）となっている。

会社・事業所の中では、「建設業」が11,080件（公害苦情件数の14.4%）と最も多く、次いで、「製造業」が6,456件（同8.4%）となっている。

なお、昨年度と比べて公害苦情の総件数は3,042件減少しているが、「建設業」は308件、「飲食店、宿泊業」は117件、それぞれ増加している。

表6 主な発生源別公害苦情件数

（単位：件）

公害の主な発生源	平成24年度	平成25年度	構成比(%)	対前年度 増減数	増減率 (%)
合計	80,000	76,958	100.0	-3,042	-3.8
会社・事業所	32,393	31,951	41.5	-442	-1.4
農業	1,853	1,655	2.2	-198	-10.7
林業	111	122	0.2	11	9.9
漁業	103	74	0.1	-29	-28.2
鉱業	198	241	0.3	43	21.7
建設業	10,772	11,080	14.4	308	2.9
製造業	6,571	6,456	8.4	-115	-1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	267	271	0.4	4	1.5
情報通信業	68	62	0.1	-6	-8.8
運輸業	1,652	1,418	1.8	-234	-14.2
卸売・小売業	1,548	1,465	1.9	-83	-5.4
金融・保険業	20	14	0.0	-6	-30.0
不動産業	523	515	0.7	-8	-1.5
飲食店、宿泊業	2,431	2,548	3.3	117	4.8
医療、福祉	404	433	0.6	29	7.2
教育、学習支援業	279	285	0.4	6	2.2
複合サービス事業	425	375	0.5	-50	-11.8
サービス業（他に分類されないもの）	3,241	3,060	4.0	-181	-5.6
公務（他に分類されないもの）	502	470	0.6	-32	-6.4
分類不能の産業	1,425	1,407	1.8	-18	-1.3
個人	25,670	23,820	31.0	-1,850	-7.2
その他	7,093	6,820	8.9	-273	-3.8
不明	14,844	14,367	18.7	-477	-3.2

注1)「会社・事業所」には、個人経営の会社や商店を含む。

注2)「その他」とは、発生源が自然である場合など。

注3)「不明」とは、発生源が全く分からない場合など。

5 被害の発生地域別公害苦情件数

被害の4割超は「住居地域」で発生

平成25年度の公害苦情件数(76,958件)を被害の発生地域別にみると、「住居地域」が31,837件(公害苦情件数の41.4%)と最も多く、次いで、「市街化調整区域」が13,507件(同17.6%)、「その他の地域」が6,618件(同8.6%)、「準工業地域」が5,570件(同7.2%)、「商業地域」が4,110件(同5.3%)、「近隣商業地域」が2,548件(同3.3%)、「工業地域」が2,103件(同2.7%)、「工業専用地域」が755件(同1.0%)となっている。

なお、「住居地域」においては、典型7公害でみると、「騒音」が8,292件と最も多く、次いで、「大気汚染」が7,079件となっている。

表7 公害の種類、被害の発生地域別公害苦情件数

(単位:件)

公害の種類	合計	都市計画法による都市計画区域										都市計画区域以外の地域
		計	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	その他の地域		
合計	76,958	67,048	31,837	2,548	4,110	5,570	2,103	755	13,507	6,618	9,910	
公害苦情件数	典型7公害	53,039	48,110	22,913	2,111	3,492	4,728	1,773	556	8,745	3,792	4,929
	大気汚染	16,616	14,893	7,079	346	501	1,035	405	165	3,979	1,383	1,723
	水質汚濁	7,216	5,866	2,119	184	211	645	319	165	1,411	812	1,350
	土壌汚染	202	147	57	5	7	24	6	3	24	21	55
	騒音	16,611	16,080	8,292	1,075	2,004	1,804	537	72	1,485	811	531
	振動	1,914	1,887	1,076	155	164	250	69	11	140	22	27
	地盤沈下	16	15	9	0	2	0	0	0	2	2	1
	悪臭	10,464	9,222	4,281	346	603	970	437	140	1,704	741	1,242
	典型7公害以外	23,919	18,938	8,924	437	618	842	330	199	4,762	2,826	4,981
構成比(%)	合計	100.0	87.1	41.4	3.3	5.3	7.2	2.7	1.0	17.6	8.6	12.9
	典型7公害	100.0	90.7	43.2	4.0	6.6	8.9	3.3	1.0	16.5	7.1	9.3
	大気汚染	100.0	89.6	42.6	2.1	3.0	6.2	2.4	1.0	23.9	8.3	10.4
	水質汚濁	100.0	81.3	29.4	2.5	2.9	8.9	4.4	2.3	19.6	11.3	18.7
	土壌汚染	100.0	72.8	28.2	2.5	3.5	11.9	3.0	1.5	11.9	10.4	27.2
	騒音	100.0	96.8	49.9	6.5	12.1	10.9	3.2	0.4	8.9	4.9	3.2
	振動	100.0	98.6	56.2	8.1	8.6	13.1	3.6	0.6	7.3	1.1	1.4
	地盤沈下	100.0	93.8	56.3	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	6.3
	悪臭	100.0	88.1	40.9	3.3	5.8	9.3	4.2	1.3	16.3	7.1	11.9
典型7公害以外	100.0	79.2	37.3	1.8	2.6	3.5	1.4	0.8	19.9	11.8	20.8	

注1)「住居地域」とは、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域をいう。

注2)「その他の地域」とは、都市計画区域のうち、市街化調整区域を除く用途地域の指定がない地域をいう。

6 被害の種類別公害苦情件数

被害の7割超は「感覚的・心理的」被害

平成25年度の公害苦情件数（76,958件）を被害の種類別にみると、「感覚的・心理的」被害が54,864件（公害苦情件数の71.3%）と最も多く、次いで、「健康」被害が5,245件（同6.8%）、「動植物」被害が3,967件（同5.2%）、「財産」被害が1,560件（同2.0%）となっている。

図6 被害の種類別公害苦情件数の割合

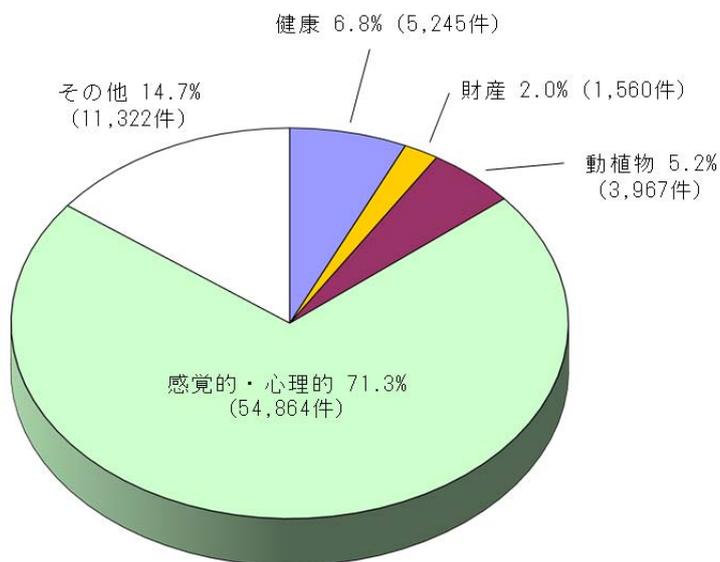


表8 被害の種類別公害苦情件数

(単位：件)

	合計					
	健康	財産	動植物	感覚的・心理的	その他	
公害苦情件数	76,958	5,245	1,560	3,967	54,864	11,322
構成比 (%)	100.0	6.8	2.0	5.2	71.3	14.7

注)「感覚的・心理的」とは、うるさい、臭い、汚い、不快など、心身の健康を害するに至らない程度のもので、実際に治療を受けていない状態の被害をいう。

7 単独型・複合型公害の苦情件数

公害苦情全体の約1割が「複合型公害」

公害苦情には、公害の種類が1種類のもの（単独型公害）と複数なもの（複合型公害）がある（平成6年度調査から、複合型公害については、主な公害以外に関連する公害の種類を4種類まで調査している。）。

平成25年度の公害苦情件数（76,958件）のうち、「単独型公害」は69,510件（公害苦情件数の90.3%）、「複合型公害」は7,448件（同9.7%）となっている。

また、「複合型公害」において、主な公害と関連公害を合わせた延べ苦情件数は15,443件となっており、「複合型公害」は平均2.1種類の公害となっている。

さらに、「複合型公害」においては、主な公害を「大気汚染」とし関連公害を「悪臭」とするものが1,787件と最も多く、次いで、主な公害を「騒音」とし関連公害を「振動」とするものが1,390件となっている。

表9 単独型・複合型公害の苦情件数

（単位：件）

公害の種類	合計 (a+b)	単独型公害 a	複合型公害			
			主な公害 b	関連公害 c	延べ苦情件数 (b+c)	
合計	76,958	69,510	7,448	7,995	15,443	
公害苦情件数	典型7公害	53,039	45,960	7,079	7,586	14,665
	大気汚染	16,616	14,031	2,585	2,708	5,293
	水質汚濁	7,216	6,673	543	571	1,114
	土壌汚染	202	164	38	43	81
	騒音	16,611	14,322	2,289	2,550	4,839
	振動	1,914	1,376	538	583	1,121
	地盤沈下	16	15	1	1	2
	悪臭	10,464	9,379	1,085	1,130	2,215
	典型7公害以外	23,919	23,550	369	409	778
	構成比 (%)	合計	100.0	90.3	9.7	
典型7公害		100.0	86.7	13.3		
大気汚染		100.0	84.4	15.6		
水質汚濁		100.0	92.5	7.5		
土壌汚染		100.0	81.2	18.8		
騒音		100.0	86.2	13.8		
振動		100.0	71.9	28.1		
地盤沈下		100.0	93.8	6.3		
悪臭		100.0	89.6	10.4		
典型7公害以外		100.0	98.5	1.5		

注)「複合型公害」とは、1件の苦情において複数の公害の種類が申し立てられたものをいう。苦情ごとに、「主な公害」は1種類、「関連公害」は4種類までを計上したものである。

表 10 複合型公害の主な公害及び関連公害苦情件数

(単位：件)

公害の種類		主な公害	関連公害									
			合計	典型7公害								典型7公害以外
				計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
公害苦情件数	合計	7,448	7,995	6,765	1,226	319	119	1,041	1,512	7	2,541	1,230
	典型7公害	7,079	7,586	6,463	1,118	279	103	1,012	1,508	6	2,437	1,123
	大気汚染	2,585	2,708	2,284	0	14	14	359	110	0	1,787	424
	水質汚濁	543	571	432	14	0	71	10	1	0	336	139
	土壌汚染	38	43	32	3	23	0	0	0	0	6	11
	騒音	2,289	2,550	2,314	563	18	7	33	1,390	3	300	236
	振動	538	583	558	83	2	1	462	0	2	8	25
	地盤沈下	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	悪臭	1,085	1,130	843	455	222	10	148	7	1	0	287
	典型7公害以外	369	409	302	108	40	16	29	4	1	104	107
構成比 (%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	典型7公害	95.0	94.9	95.5	91.2	87.5	86.6	97.2	99.7	85.7	95.9	91.3
	大気汚染	34.7	33.9	33.8	0.0	4.4	11.8	34.5	7.3	0.0	70.3	34.5
	水質汚濁	7.3	7.1	6.4	1.1	0.0	59.7	1.0	0.1	0.0	13.2	11.3
	土壌汚染	0.5	0.5	0.5	0.2	7.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.9
	騒音	30.7	31.9	34.2	45.9	5.6	5.9	3.2	91.9	42.9	11.8	19.2
	振動	7.2	7.3	8.2	6.8	0.6	0.8	44.4	0.0	28.6	0.3	2.0
	地盤沈下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	悪臭	14.6	14.1	12.5	37.1	69.6	8.4	14.2	0.5	14.3	0.0	23.3
	典型7公害以外	5.0	5.1	4.5	8.8	12.5	13.4	2.8	0.3	14.3	4.1	8.7

注)「関連公害」とは、「主な公害」のほかに4種類までを計上したものである。

8 受付機関別公害苦情件数

都道府県窓口への苦情で最も多いのは「水質汚濁」
一方、市区町村窓口への苦情は、市部では「騒音」、町村では「大気汚染」が最も多い

平成 25 年度の公害苦情件数を受付機関別にみると、典型 7 公害については、「都道府県」では「水質汚濁」（「都道府県」の公害苦情件数の 34.7%）が最も多い。一方、「市部」では「騒音」（「市部」の 24.0%）が最も多いが、次いで「大気汚染」（同 22.4%）も多く、「町村」では「大気汚染」（「町村」の 15.8%）が最も多い。

「市部」のうち、「政令指定都市（特別区を含む）」では「騒音」が約半数（46.7%）を占めている。

なお、典型 7 公害以外については、「町村」では約 6 割（58.6%）を占めるのに対し、「政令指定都市（特別区を含む）」では 1 割に満たない（9.2%）。

表 11 受付機関及び公害の種類別公害苦情件数

（単位：件）

	合計	典型 7 公害								典型 7 公害 以外	
		計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭		
公害 苦情 件数	合計	76,958	53,039	16,616	7,216	202	16,611	1,914	16	10,464	23,919
	都道府県	3,875	2,682	680	1,345	23	138	5	4	487	1,193
	市部	66,454	47,610	14,886	5,453	162	15,960	1,880	12	9,257	18,844
	政令指定都市 （特別区を含む）	14,767	13,402	2,540	817	17	6,903	974	4	2,147	1,365
	その他の市	51,687	34,208	12,346	4,636	145	9,057	906	8	7,110	17,479
	町村	6,629	2,747	1,050	418	17	513	29	0	720	3,882
構成 比 （%）	合計	100.0	68.9	21.6	9.4	0.3	21.6	2.5	0.0	13.6	31.1
	都道府県	100.0	69.2	17.5	34.7	0.6	3.6	0.1	0.1	12.6	30.8
	市部	100.0	71.6	22.4	8.2	0.2	24.0	2.8	0.0	13.9	28.4
	政令指定都市 （特別区を含む）	100.0	90.8	17.2	5.5	0.1	46.7	6.6	0.0	14.5	9.2
	その他の市	100.0	66.2	23.9	9.0	0.3	17.5	1.8	0.0	13.8	33.8
	町村	100.0	41.4	15.8	6.3	0.3	7.7	0.4	0.0	10.9	58.6

第2 公害苦情の処理状況

1 全国の公害苦情取扱件数

平成25年度の全国の公害苦情取扱件数は83,071件

平成25年度の公害苦情の取扱件数は83,071件で、前年度に比べ2,527件（対前年度比3.0%）減少している。

内訳をみると、平成25年度に新規に受け付けた公害苦情件数は76,958件、前年度から繰り越された公害苦情件数は6,113件となっている。

処理状況をみると、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口等で年度内に直接処理が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は70,052件（取扱件数の84.3%）、他の機関等へ移送した件数は1,585件（同1.9%）、翌年度へ繰り越した件数は6,607件（同8.0%）、その他（原因又は加害行為をした者が不明のときなど）は4,827件（同5.8%）となっている。

直接処理の状況別件数の内訳をみると、「原因消滅」が25,934件（直接処理件数の37.0%）、「申立人が措置に納得」が11,962件（同17.1%）、「和解成立」が525件（同0.7%）、「措置後3か月で再申立てなし」が17,621件（同25.2%）となっている。

なお、直接処理件数のうち、「典型7公害」は49,028件（70.0%）、「典型7公害以外」は21,024件（30.0%）となっている。

図7 公害苦情の取扱件数及び処理件数の内訳

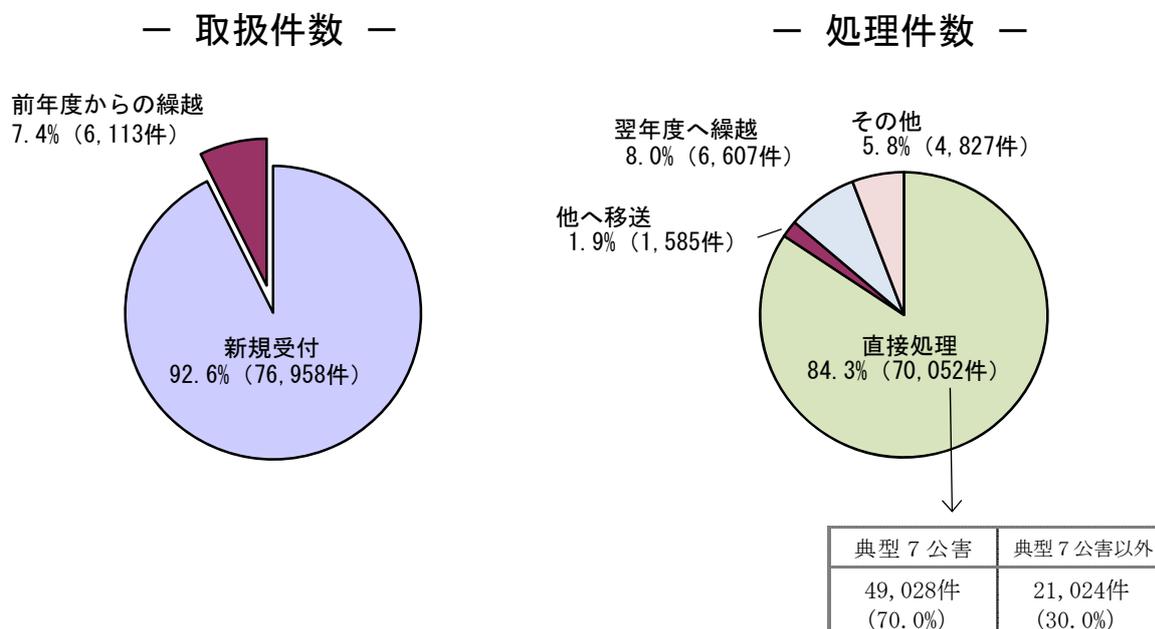


表 12 公害苦情の取扱件数及び処理件数の推移

(単位：件)

年 度		取 扱 件 数			処 理 件 数				
		合 計	新規受付	前年度からの繰越	合 計 a	直接処理 b	他へ移送 c	翌年度へ繰越	その他
公害苦情件数	平成15年度	107,946	100,323	7,623	107,946	94,081	2,150	8,121	3,594
	16	101,530	94,321	7,209	101,530	87,293	2,318	7,122	4,797
	17	101,668	95,655	6,013	101,668	87,861	2,527	6,680	4,600
	18	103,830	97,713	6,117	103,830	89,130	2,686	6,326	5,688
	19	97,446	91,770	5,676	97,446	83,152	2,394	6,011	5,889
	20	91,731	86,236	5,495	91,731	78,753	2,197	5,448	5,333
	21	86,044	81,632	4,412	86,044	72,705	2,072	5,457	5,810
	22	85,036	80,095	4,941	85,036	72,039	2,073	5,643	5,281
	23	85,389	80,051	5,338	85,389	72,333	1,835	5,872	5,349
	24	85,598	80,000	5,598	85,598	71,580	1,742	6,453	5,823
	25	83,071	76,958	6,113	83,071	70,052	1,585	6,607	4,827
構成比 (%)	平成15年度	100.0	92.9	7.1	100.0	87.2	2.0	7.5	3.3
	16	100.0	92.9	7.1	100.0	86.0	2.3	7.0	4.7
	17	100.0	94.1	5.9	100.0	86.4	2.5	6.6	4.5
	18	100.0	94.1	5.9	100.0	85.8	2.6	6.1	5.5
	19	100.0	94.2	5.8	100.0	85.3	2.5	6.2	6.0
	20	100.0	94.0	6.0	100.0	85.9	2.4	5.9	5.8
	21	100.0	94.9	5.1	100.0	84.5	2.4	6.3	6.8
	22	100.0	94.2	5.8	100.0	84.7	2.4	6.6	6.2
	23	100.0	93.7	6.3	100.0	84.7	2.1	6.9	6.3
	24	100.0	93.5	6.5	100.0	83.6	2.0	7.5	6.8
	25	100.0	92.6	7.4	100.0	84.3	1.9	8.0	5.8
対前年度増減数	平成15年度	2,836	3,710	-874	2,836	2,297	-23	-532	1,094
	16	-6,416	-6,002	-414	-6,416	-6,788	168	-999	1,203
	17	138	1,334	-1,196	138	568	209	-442	-197
	18	2,162	2,058	104	2,162	1,269	159	-354	1,088
	19	-6,384	-5,943	-441	-6,384	-5,978	-292	-315	201
	20	-5,715	-5,534	-181	-5,715	-4,399	-197	-563	-556
	21	-5,687	-4,604	-1,083	-5,687	-6,048	-125	9	477
	22	-1,008	-1,537	529	-1,008	-666	1	186	-529
	23	353	-44	397	353	294	-238	229	68
	24	209	-51	260	209	-753	-93	581	474
	25	-2,527	-3,042	515	-2,527	-1,528	-157	154	-996
対前年度増減率 (%)	平成15年度	2.7	3.8	-10.3	2.7	2.5	-1.1	-6.1	43.8
	16	-5.9	-6.0	-5.4	-5.9	-7.2	7.8	-12.3	33.5
	17	0.1	1.4	-16.6	0.1	0.7	9.0	-6.2	-4.1
	18	2.1	2.2	1.7	2.1	1.4	6.3	-5.3	23.7
	19	-6.1	-6.1	-7.2	-6.1	-6.7	-10.9	-5.0	3.5
	20	-5.9	-6.0	-3.2	-5.9	-5.3	-8.2	-9.4	-9.4
	21	-6.2	-5.3	-19.7	-6.2	-7.7	-5.7	0.2	8.9
	22	-1.2	-1.9	12.0	-1.2	-0.9	0.0	3.4	-9.1
	23	0.4	-0.1	8.0	0.4	0.4	-11.5	4.1	1.3
	24	0.2	-0.1	4.9	0.2	-1.0	-5.1	9.9	8.9
	25	-3.0	-3.8	9.2	-3.0	-2.1	-9.0	2.4	-17.1

注 1) 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。

注 2) 「その他」には、原因又は加害行為をした者が不明のとき、申立人が地方公共団体の措置又は説明に納得しないが他に苦情を解決する方法がないとき、申立人が管轄区域外に転居したときなど直接処理できない場合をいう。

図8 直接処理状況の割合

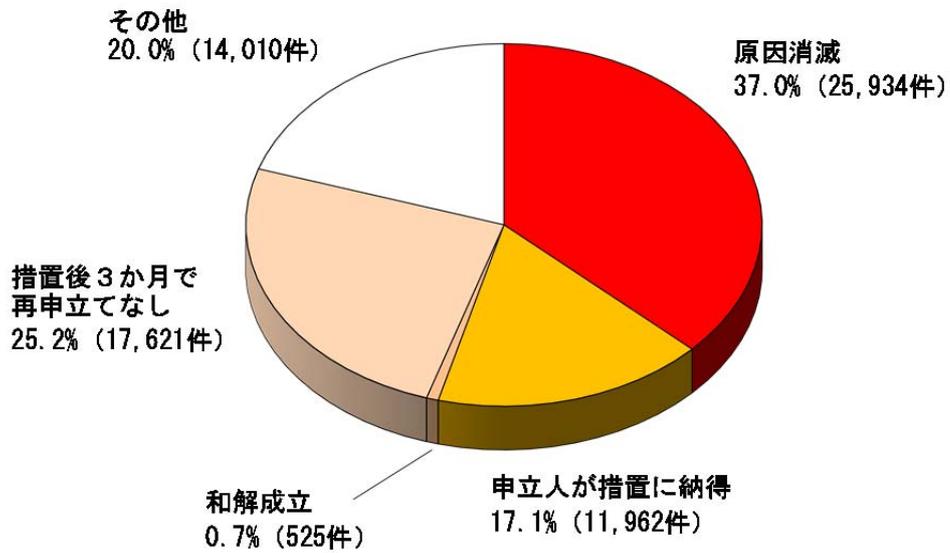


表13 直接処理状況別件数

(単位：件)

	合計					
	原因消滅	申立人が措置に納得	和解成立	措置後3か月で再申立てなし	その他	
直接処理件数	70,052	25,934	11,962	525	17,621	14,010
構成比 (%)	100.0	37.0	17.1	0.7	25.2	20.0

2 苦情の処理に要した期間別直接処理件数

苦情の約7割は「1週間以内」に処理

平成25年度の典型7公害の直接処理件数（49,028件）について苦情の申立てから処理までに要した期間別にみると、「1週間以内」が34,340件（典型7公害の直接処理件数の70.0%）、「1週間超～1か月以内」が3,881件（同7.9%）、「1か月超～3か月以内」が2,663件（同5.4%）、「3か月超～6か月以内」が5,075件（同10.4%）、「6か月超～1年以内」が2,086件（同4.3%）、「1年超」が983件（同2.0%）となっている。

また、苦情に要した期間を典型7公害別にみると、「1年超」は「騒音」が481件で最も多く、全体（983件）の約半数（48.9%）を占めている。

図9 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数の割合

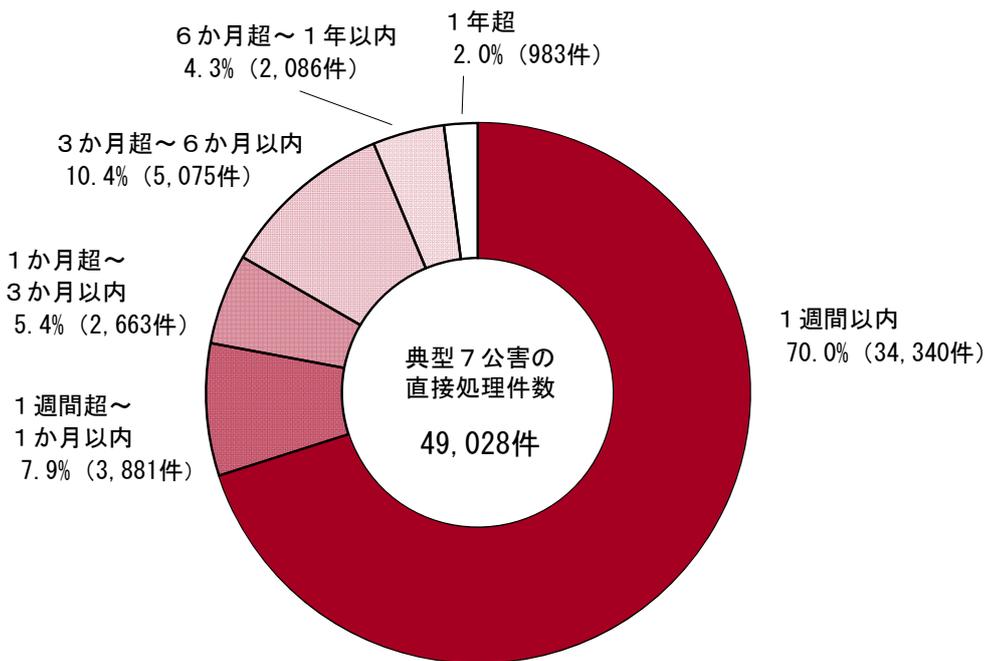


表 14 苦情の処理に要した期間別典型 7 公害の直接処理件数

(単位：件)

公害の種類		合 計	1 週間以内	1 週間超～ 1 か月以内	1 か月超～ 3 か月以内	3 か月超～ 6 か月以内	6 か月超～ 1 年以内	1 年超
直接 処 理 件 数	典型 7 公害	49,028	34,340	3,881	2,663	5,075	2,086	983
	大気汚染	15,699	12,465	808	591	1,324	343	168
	水質汚濁	6,270	5,130	528	224	215	101	72
	土壌汚染	174	136	15	12	8	2	1
	騒音	15,688	9,086	1,553	1,168	2,272	1,128	481
	振動	1,805	897	209	267	256	106	70
	地盤沈下	16	8	3	0	2	0	3
	悪臭	9,376	6,618	765	401	998	406	188
構 成 比 (%)	典型 7 公害	100.0	70.0	7.9	5.4	10.4	4.3	2.0
	大気汚染	100.0	79.4	5.1	3.8	8.4	2.2	1.1
	水質汚濁	100.0	81.8	8.4	3.6	3.4	1.6	1.1
	土壌汚染	100.0	78.2	8.6	6.9	4.6	1.1	0.6
	騒音	100.0	57.9	9.9	7.4	14.5	7.2	3.1
	振動	100.0	49.7	11.6	14.8	14.2	5.9	3.9
	地盤沈下	100.0	50.0	18.8	0.0	12.5	0.0	18.8
	悪臭	100.0	70.6	8.2	4.3	10.6	4.3	2.0

3 被害の発生態様別直接処理件数

被害の約5割は「一時的・一過性現象」被害

平成25年度の典型7公害の直接処理件数（49,028件）について被害の発生態様別にみると、一時的に行われる野焼きや突発的な事故等による「一時的・一過性現象」が24,205件（典型7公害の直接処理件数の49.4%）と最も多く、次いで、工場操業などに伴いほとんど常時発生する「経常的な発生」が9,495件（同19.4%）、建築・土木工事などに伴い一定の期間に発生する「一定期間の常時発生」が6,567件（同13.4%）、農薬散布のように季節的又は1日以上空けて繰り返し発生する「季節的・周期的発生」が4,404件（同9.0%）となっている。

表15 被害の発生態様別典型7公害の直接処理件数

（単位：件）

公害の種類		合計	経常的な発生	季節的・周期的発生	一定期間の常時発生	一時的・一過性現象	その他	不明
直接処理件数	典型7公害	49,028	9,495	4,404	6,567	24,205	1,331	3,026
	大気汚染	15,699	1,760	2,014	1,162	9,425	379	959
	水質汚濁	6,270	676	246	275	4,348	178	547
	土壤汚染	174	10	6	16	101	30	11
	騒音	15,688	4,505	1,174	3,626	5,330	408	645
	振動	1,805	279	33	757	615	77	44
	地盤沈下	16	2	1	0	3	2	8
	悪臭	9,376	2,263	930	731	4,383	257	812
構成比（%）	典型7公害	100.0	19.4	9.0	13.4	49.4	2.7	6.2
	大気汚染	100.0	11.2	12.8	7.4	60.0	2.4	6.1
	水質汚濁	100.0	10.8	3.9	4.4	69.3	2.8	8.7
	土壤汚染	100.0	5.7	3.4	9.2	58.0	17.2	6.3
	騒音	100.0	28.7	7.5	23.1	34.0	2.6	4.1
	振動	100.0	15.5	1.8	41.9	34.1	4.3	2.4
	地盤沈下	100.0	12.5	6.3	0.0	18.8	12.5	50.0
	悪臭	100.0	24.1	9.9	7.8	46.7	2.7	8.7

4 被害戸数別直接処理件数

被害戸数「1戸」の被害が8割超（「不明」を除く）

平成25年度の典型7公害の直接処理件数（49,028件）について被害戸数別にみると、「1戸」が23,779件（「不明」を除いた典型7公害の直接処理件数の84.9%）、「2～4戸」が2,774件（同9.9%）、「5戸以上」が1,459件（同5.2%）となっている。

表16 被害戸数別典型7公害の直接処理件数

（単位：件）

公害の種類		合計	1戸	2～4戸	5戸以上	不明
直接 処理 件数	典型7公害	49,028	23,779	2,774	1,459	21,016
	大気汚染	15,699	7,277	907	380	7,135
	水質汚濁	6,270	1,003	134	156	4,977
	土壌汚染	174	59	3	3	109
	騒音	15,688	9,850	965	497	4,376
	振動	1,805	1,149	218	73	365
	地盤沈下	16	10	2	1	3
	悪臭	9,376	4,431	545	349	4,051
構成 比 (%)	典型7公害	100.0	84.9	9.9	5.2	
	大気汚染	100.0	85.0	10.6	4.4	
	水質汚濁	100.0	77.6	10.4	12.1	
	土壌汚染	100.0	90.8	4.6	4.6	
	騒音	100.0	87.1	8.5	4.4	
	振動	100.0	79.8	15.1	5.1	
	地盤沈下	100.0	76.9	15.4	7.7	
	悪臭	100.0	83.2	10.2	6.6	

注) 構成比(%)は、「不明」を除いた割合である。

5 行政措置別直接処理件数

行政措置の6割超は「発生源側に対する行政指導が中心」

平成 25 年度の典型 7 公害の直接処理件数（49,028 件）について苦情処理のため公害苦情相談窓口等が採った措置別にみると、「発生源側に対する行政指導が中心」が 30,900 件（典型 7 公害の直接処理件数の 63.0%）と最も多く、次いで、「原因の調査が中心」が 10,792 件（同 22.0%）、「申立人に対する説得が中心」が 2,002 件（同 4.1%）、「当事者間の話し合いが中心」が 1,086 件（同 2.2%）となっている。

表 17 行政措置別典型 7 公害の直接処理件数

（単位：件）

	行政措置別					
	合計	発生源側に対する行政指導が中心	当事者間の話し合いが中心	申立人に対する説得が中心	原因の調査が中心	その他
直接処理件数	49,028	30,900	1,086	2,002	10,792	4,248
構成比 (%)	100.0	63.0	2.2	4.1	22.0	8.7

6 防止対策の実施状況

直接処理の5割超は「防止対策」を実施
うち最も多い防止対策は「作業方法、使用方法の改善」

(1) 防止対策実施の有無等

平成 25 年度の典型 7 公害の直接処理件数（49,028 件）について苦情処理のための防止対策実施の有無別にみると、「防止対策を講じた」は 25,389 件（典型 7 公害の直接処理件数の 51.8%）、「防止対策を講じなかった」は 9,838 件（20.1%）となっている。

「防止対策を講じなかった」の内訳をみると、「話し合い等により解決」が 3,002 件（同 6.1%）と最も多く、防止対策を講じなかった公害苦情件数の約 3 割（30.5%）を占めている。

表 18 防止対策実施の有無別典型 7 公害の直接処理件数

（単位：件）

	合 計	防止対策を講じた	防止対策を講じなかった						不 明
			計	話し合い等により解決	対策資金不足	技術的に困難	他法令の制約	その他	
直接処理件数	49,028	25,389	9,838	3,002	109	536	117	6,074	13,801
構成比 (%)	100.0	51.8	20.1 (100.0)	6.1 (30.5)	0.2 (1.1)	1.1 (5.4)	0.2 (1.2)	12.4 (61.7)	28.1

(2) 防止対策の内容

防止対策を講じた直接処理件数（25,389 件）について実施した防止対策の内容別にみると、「作業方法、使用方法の改善」が 11,202 件（防止対策を講じた直接処理件数の 44.1%）と最も多く、次いで、「営業・操業停止、行為の中止」が 4,047 件（同 15.9%）、「原因物質の撤去、回収、除去」が 3,245 件（同 12.8%）、「機械、施設の改善」が 1,975 件（同 7.8%）、などの順となっている。

表 19 実施した防止対策の内容別典型 7 公害の直接処理件数

（単位：件）

	防止対策を講じた直接処理件数	実施した防止対策の内容									
		事業所の移転	機械、施設の移転	機械、施設の改善	故障の修理、復旧	作業方法、使用方法の改善	営業・操業等時間の変更、短縮	営業・操業停止、行為の中止	原因物質の撤去、回収、除去	被害者の建物等への防止対策	その他
直接処理件数	25,389	36	162	1,975	811	11,202	752	4,047	3,245	338	2,821
構成比 (%)	100.0	0.1	0.6	7.8	3.2	44.1	3.0	15.9	12.8	1.3	11.1

7 法令との関係別直接処理件数

直接処理した1割超は「公害規制法令違反」

平成25年度の典型7公害の直接処理件数（49,028件）について苦情の対象となった事業活動等と法令との関係を見ると、大気汚染防止法などの公害規制法令との関係では、「法令に違反していた」が6,874件（典型7公害の直接処理件数の14.0%）、「法令に違反していなかった」が18,682件（同38.1%）となっている。

また、公害規制法令以外の法令との関係では、「法令に違反していた」が3,604件（同7.4%）、「法令に違反していなかった」が15,876件（同32.4%）となっている。

表20 法令との関係別典型7公害の直接処理件数

（単位：件）

公害の種類	合計	公害規制法令との関係			その他の法令との関係		
		法令に違反していた	法令に違反していなかった	不明	法令に違反していた	法令に違反していなかった	不明
直接処理件数							
典型7公害	49,028	6,874	18,682	23,472	3,604	15,876	29,548
大気汚染	15,699	3,828	5,976	5,895	2,598	5,113	7,988
水質汚濁	6,270	663	2,084	3,523	208	1,798	4,264
土壌汚染	174	13	76	85	9	70	95
騒音	15,688	1,528	6,642	7,518	246	5,275	10,167
振動	1,805	93	907	805	26	672	1,107
地盤沈下	16	0	5	11	0	4	12
悪臭	9,376	749	2,992	5,635	517	2,944	5,915
構成比（%）							
典型7公害	100.0	14.0	38.1	47.9	7.4	32.4	60.3
大気汚染	100.0	24.4	38.1	37.6	16.5	32.6	50.9
水質汚濁	100.0	10.6	33.2	56.2	3.3	28.7	68.0
土壌汚染	100.0	7.5	43.7	48.9	5.2	40.2	54.6
騒音	100.0	9.7	42.3	47.9	1.6	33.6	64.8
振動	100.0	5.2	50.2	44.6	1.4	37.2	61.3
地盤沈下	100.0	0.0	31.3	68.8	0.0	25.0	75.0
悪臭	100.0	8.0	31.9	60.1	5.5	31.4	63.1

注1)「公害規制法令」とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、公害防止条例などをいう。

注2)「その他の法令」とは、上記公害規制法令以外の法令（建築基準法、消防法、工場立地法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など）をいう。

第3 公害苦情処理担当の職員数

平成25年度末現在の全国の公害苦情処理担当職員数は11,128人

平成25年度末（平成26年3月31日）現在、全国の地方公共団体で公害苦情の処理を担当している職員数は11,128人となっており、最も多かった平成11年度（13,242人）を100とすると、25年度は84.0の水準で、7年連続で減少している。

平成25年度の内訳をみると、「公害苦情相談員」が1,741人（公害苦情処理担当職員数の15.6%）、「公害苦情相談員以外の職員」は9,387人（同84.4%）となっている。

表21 公害苦情処理担当職員数の推移

（単位：人）

	公害苦情相談員			公害苦情相談員以外の職員			合計	指数 (平成11年度=100)
	計	専任	兼任	計	専任	兼任		
平成11年度	3,016	335	2,681	10,226	690	9,536	13,242	100.0
12	2,661	261	2,400	10,375	611	9,764	13,036	98.4
13	2,530	257	2,273	10,547	557	9,990	13,077	98.8
14	2,522	157	2,365	10,694	473	10,221	13,216	99.8
15	2,539	155	2,384	10,624	464	10,160	13,163	99.4
16	2,313	107	2,206	9,923	377	9,546	12,236	92.4
17	2,145	99	2,046	9,600	324	9,276	11,745	88.7
18	2,114	97	2,017	9,687	303	9,384	11,801	89.1
19	2,094	89	2,005	9,622	278	9,344	11,716	88.5
20	1,946	74	1,872	9,593	303	9,290	11,539	87.1
21	1,859	65	1,794	9,480	279	9,201	11,339	85.6
22	1,812	46	1,766	9,503	200	9,303	11,315	85.4
23	1,811	46	1,765	9,481	186	9,295	11,292	85.3
24	1,794	43	1,751	9,413	182	9,231	11,207	84.6
25	1,741	38	1,703	9,387	167	9,220	11,128	84.0
〔構成比（%）〕	〔15.6〕	〔0.3〕	〔15.3〕	〔84.4〕	〔1.5〕	〔82.9〕	〔100.0〕	

この調査結果の詳細については、公害等調整委員会のホームページでご覧いただけます。

http://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/report/kujyou-25_index.html

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問（調停）期日の開催状況（平成26年10月～12月）

平成26年10月～12月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
10月15日	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件第1回審問期日	東 京
10月27日	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件第2回審問期日	長 崎
10月29日	燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件第2回審問期日	東 京
11月28日	世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件第1回調停期日	東 京
12月4日	座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件第1回審問期日	東 京
12月15日	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件第3回審問期日	東 京
12月18日	秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件第1回審問期日	東 京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成26年10月～12月）

受付事件の概要

稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件

（平成26年（ゲ）第3号事件）平成26年10月23日受付

申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する温泉施設の設備から低周波音・騒音・振動が発生・拡散したことによるものである、との原因裁定を

求めるものです。

横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成 26 年 (セ) 第 12 号) 平成 26 年 10 月 28 日受付

被申請人横浜市の下水管工事以降、被申請人 A、B 及び C が排水等を流すことにより発生する振動により、申請人は、腰椎圧迫骨折を発症し、精神的・肉体的苦痛を受けたほか、申請人宅等に損傷が発生したとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計 3,203 万 8,500 円の支払を求めるものです。

行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件

(平成 26 年 (セ) 第 13 号事件) 平成 26 年 11 月 4 日受付

被申請人工場は、工場内排液を多量に町道側溝へ放流していた。申請人は飲料水として井戸水を利用していたが、被申請人工場による排水が地下水に浸透し、井戸水が飲用できないことが判明した。井戸水に発ガン性物質が含まれていることを知ってから、スーパーで飲料水を購入しており、申請人長女はアパートに転居しているほか、申請人妻もアパートを借りた。また、それ以前にも申請人はガン手術を行ったなど肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金 1,000 万円の支払を求めるものです。

江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件

(平成 26 年 (ゲ) 第 4 号事件) 平成 26 年 11 月 6 日受付

申請人らの目、喉、皮膚などに生じた健康被害は、被申請人らが自社のトラクターミナル棟及び社宅棟の建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものです。

南城市における道路工事からの騒音・振動による財産被害原因裁定申請事件

(平成 26 年 (ゲ) 第 5 号事件) 平成 26 年 11 月 7 日受付

申請人の養鶏場で発生した鶏の健康被害(死亡、うつ状態)、異常行動(イライラ、痒み、過食、パニック、逃避、産卵減少)は、被申請人らの工事現場から発せられた騒音や振動によるものである、との原因裁定を求めるものです。

鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件

(平成 26 年 (セ) 第 14 号事件) 平成 26 年 11 月 27 日受付

申請人らが沿岸漁業を営んでいる馬毛島周辺の海域において、トコブシ、アサヒガニ等海産物の漁獲量が減少したのは、被申請人が施工している飛行場建設工事において森林の伐採抜根を行ったことに加え、工事中止後も十分な泥水流出の防止策を講じなかった結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことによるものであるとして、被申請人に対し、申請人各自に損害賠償金 100 万円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第2号・平成24年(ゲ)第2・9号事件)

1 事件の概要

平成23年3月1日、大阪府、奈良県及び京都府の住民51人から、廃プラスチック処理会社と北河内4市リサイクル施設組合を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害等を中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質によるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、平成24年1月25日、大阪府寝屋川市の住民11人から(平成24年(ゲ)第2号事件)、同年12月26日、同市の住民11人から(平成24年(ゲ)第9号事件)、それぞれ同内容の原因裁定を求める申請があり、平成24年2月6日(平成24年(ゲ)第2号事件)、平成25年1月15日(平成24年(ゲ)第9号事件)、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、7回の審問期日(5回の現地期日を含む。)を開催するとともに、廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質と健康被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員3人を選任したほか、現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年11月19日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第12号)

1 事件の概要

平成26年10月28日、神奈川県横浜市の住民1人から、横浜市及び近隣住民3人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。平成13年に被申請人横浜市が行った下水管工事以降、申請人宅前道路が振動しており、これが申請人宅にも及んだ結果、申請人は、この振動により腰椎圧迫骨折を発症したことに加え、家の補修金が発生したほか、肉体的・精神的苦

痛を受けたとして、被申請人横浜市に対し、損害賠償金2,464万5,000円の支払を求めるものです。また、被申請人A及びBは、申請人宅裏側の土地内にある排水管を2世帯で使用しており、これらに大量の水が流れるたびに申請人宅に振動が発生している。さらに、被申請人Cは、C宅擁壁外側の排水管から申請人宅前道路の下水管に排水を落下させることにより夜遅くまで申請人宅前道路に振動を発生させるため、申請人は毎日深夜まで寝られず、頭痛等を発症している。以上により、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人A、B及びCに対し、それぞれ損害賠償金246万4,500円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、平成26年11月25日、責任裁定をすることが相当でない認められることから、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を行い、本事件は終結しました。

海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第7号事件)

1 事件の概要

平成25年3月25日、神奈川県海老名市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人は、学校解体工事において発生させた振動規制法に著しく違反した工事振動により、申請人宅に亀裂、床の傾斜等の被害を生じさせ、また、申請人の主張する被害を認めようとせず、交渉を引き延ばすなどの交渉態度をとり、申請人は著しい精神的苦痛を受け、多大な交渉労務を強いられたとして、被申請人に対し、損害賠償金2,176万円の支払を求めたものです。

なお、平成26年7月24日、慰謝料の請求に関する申請が取り下げられるなどしました(請求金額は、1,092万1,738円に減縮)。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年11月28日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第22号事件・平成26年(調)第3号事件)

1 事件の概要

平成 25 年 10 月 18 日、東京都世田谷区の住民 2 人から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人両名が居住するアパートに隣接したガソリンスタンドの解体工事から発生した騒音・振動により、申請人 A は、不眠になり休業を余儀なくされ、申請人 B は、体調不良、不眠などの被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 311 万 7,661 円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、申請人 B において、平成 26 年 7 月 9 日、申請を取り下げました。また、裁定委員会は、申請人 A と被申請人との間では当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 26 年 11 月 7 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（平成 26 年（調）第 3 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 11 月 28 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

静岡市における騒音等による健康被害責任裁定申請事件

（平成26年（セ）第4号事件）

1 事件の概要

平成 26 年 3 月 26 日、静岡県静岡市の住民 1 人から、静岡県を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人の高校にある和太鼓部の活動で発生する騒音等により、申請人は、聴覚過敏症状等を発症し、精神的・肉体的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 100 万円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、平成26年12月3日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要（平成26年10月～12月）

終結事件の概要

青森県つがる市豊富町屏風山地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 （平成26年（フ）第1号事件）

1 事件の概要

公害等調整委員会は、平成26年4月17日付で、青森県つがる市の申請人から、青森県知事（申請人から平成26年9月16日付で訂正申出書が提出され、同月29日付で西北地域県民局長への訂正を決定した。）が行った砂利採取計画認可処分の取消しを求める裁定の申請（以下「本件裁定申請」という。）を受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

西北地域県民局長が平成26年2月3日にした砂利採取計画認可処分に対して、申請人は、本件土地の砂の売却について、住民への十分な説明がされないまま住民投票が実施されており、住民の意思に大きな瑕疵があること、住民投票の結果、過半数が反対の意思表示を行っているにもかかわらず売却が行われたこと、また、認可処分対象地にある砂山が失われることで利益が失われること等を理由として、公害等調整委員会に対して本件裁定申請をした。

2 事件の終結

平成26年11月6日、申請人から本件裁定申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成26年10月～12月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
埼玉県 平成26年(調)第4号事件	飼い犬の鳴き声等による騒音被害防止等請求事件	平成26.10.3
埼玉県 平成26年(調)第5号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	平成26.10.8
埼玉県 平成26年(調)第6号事件	学校建替え工事に伴う騒音・振動のおそれ公害防止等請求事件	平成26.11.10
京都府 平成26年(調)第2号事件 (京都府平成26年(調)第1号事件への参加申立て)	動物霊園建設工事による地盤沈下・振動等のおそれ公害防止請求事件	平成26.11.11
大阪府 平成26年(調)第6号事件	マンション建設工事による騒音被害等防止請求事件	平成26.10.16
奈良県 平成26年(調)第1号事件	家庭用燃料電池からの騒音被害防止請求事件	平成26.11.12
岡山県 平成26年(調)第1号事件	採石場の事業活動による水質汚濁被害防止請求事件	平成26.9.30

2. 終結事件

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
<p>千葉県 平成25年(調) 第1号事件</p>	<p>平成25年9月27日受付</p> <p>深夜・早朝に、被申請人の従業員宿舎から発生する、車のドア開閉音やアイドリング音、宿舎のシャッター等の開閉音、従業員の話声及び業務用換気扇の音により、申請人は、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、精神的・身体的苦痛を被っている。よって、被申請人は、①申請人宅と従業員宿舎間における、車の出入り及び駐停車を禁止すること、②申請人宅に面する被申請人数地内に防音壁を設置すること、③損害賠償金を支払うこと。</p>	<p>平成26年10月21日調停成立</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人に対し、申請人宅に面した被申請人所有の敷地を被申請人の社員寮として使用するに際して、同敷地内における自動車のドアの開閉音及びアイドリング等による騒音について、その低減を図るため次の諸対策を実施する、(1)本件敷地内のうち、車両乗入制限区域として設定した区域(以下「乗入制限区域」という。)における自動車の出入りを、緊急事態等の特別な事情のない限り、平日午後10時から午前6時まで、土日祝日の午後10時から午前7時まで行わないものとする、(2)従業員に対し、「乗入制限区域」及びその周辺においても、自動車ドアの開閉音及びアイドリング等から生じる騒音について注意喚起を徹底する、(3)「乗入制限区域」及びその周辺への騒音対策を内容とする掲示板を設置するなど、従業員の意識向上を図る、②被申請人は、今後も騒音についての被申請人に対する意見・要望を受け付ける窓口を被申請人会社内に設け、申請人からの意見・要望があったときは誠実に対応する、③申請人と被申請人らは、今後良好な近隣関係の形成に努めるものとし、将来問題が生じた場合は、相互に誠意をもって協議の上、協力して解決を図るものとする、④申請人と被申請人らは、本調停において取り上げられた問題については、上記の通り合意したものであることを確認し、今後、本件に関し再度調停の申立て、訴訟の提起、その他法的手続きをすることはしない、⑤本件調停手続きに要した費用は、当事者各自の負担とする等を内容とする調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>東京都 平成24年(調) 第1号事件</p>	<p>平成26年3月15日受付</p> <p>被申請人の搬出入している倉庫から発生する騒音により、申請人及び一級障害者である家人とともに、睡眠不足、血圧・動悸の上昇などの健康被害を受け疲労困ぱいしている。よって、被申請人は、防音壁、防音床面等を敷設設置するなどして、搬出入している倉庫から発生する騒音を低減すること。</p>	<p>平成26年11月20日調停成立</p> <p>調停委員会は、11回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①申請人と被申請人は、被申請人施設からの騒音低減措置として、被申請人が次のことを行ったことを相互に確認する、(1)被申請人は、被申請人施設に別紙のとおり平成26年8月に鉄板を敷設した、(2)被申請人は、大型バックホーに設</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
		<p>置するスケルトンバスケット及びブッシュの交換を平成26年10月20日に完了した、②被申請人は、申請人に対し、被申請人施設からの騒音低減措置として次のことを約する。(1)被申請人は、被申請人施設における遮音カーテンを本調停条項締結後速やかに設置する、(2)被申請人は、重機、車両等エンジンを起動する作業は、午前8時以降午後6時までとする。また、重機、車両等を使用しないときは、エンジンを切るように努める、(3)ダンプカーからガラ、残土を降ろした後、アオリを閉じる際には箒を挟むなど、騒音の発生を抑制する、(4)ショベルローダーによる骨材の掬い取り作業は、バスケットを底盤から数センチ浮かせる、(5)骨材置場の骨材を持ち上げるときは、ブルドーザーの先端部分を静かに地面につけた上でゆっくり操作する、(6)竹箒の使用時には、水撒きをする、(7)ガラは必ず保管庫に入れる、(8)ガラの積出し時は静音化に注意して積み込む、(9)バックホーによるガラと残土の振り分け作業は、運転操作の静音化に努める、(10)ガラの積出し時は、大きなガラに特に注意して発生音の最小化に努める、(11)被申請人数地内において、ダンプの急発進、急停車、ダンプの荷台を揺すって大きな音を出しながら残土を出すことは控えるように指導徹底する、(12)バックホー、ショベルローダーについては、より発生騒音の低い機種が発売されたときは、適当な時期に入れ替える、(13)被申請人は、関係法令等を遵守するように務める、③申請人と被申請人は、良好な近隣関係の形成に努めるとともに、前記①ないし②について不具合等が存在する場合は、双方の協議により円滑に解決するよう努める、④申請人と被申請人は、以上をもって本件申立てについては解決したものとし、本調停書に定めるほかは、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する、⑤調停費用は各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
東京都 平成25年(調) 第1号事件	平成25年4月11日受付 被申請人は4車線道路を建設中だが、①当該道路周辺地域は、現状で大気汚染とその被害が深刻であることから、新たな自動車交通量の増加は、大気汚	平成26年12月22日調停打ち切り 調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
	<p>染被害を増加・悪化させるおそれがある、②道路の騒音に関して、アセスに問題があり、また沿道地域は、新環境基準の適用と用途地域変更による一方的な基準緩和で居住環境・生活環境の悪化、非人間的な生活を強いられることとなる。よって、被申請人は、①事業者として建設中の当該道路を緊急車両及び自転車のみで供用すること、②上記①ができない場合は、供用に際して、当該道路4車線の外側各1車線を自転車専用レーンにして、交通量を抑制し、大気汚染と騒音を低減すること、③一部供用開始後、騒音、大気汚染の測定を実施し、公表すること。環境基準を超えた場合は、直ちに、速度制限と交通量を抑制するために車線規制を行うこと。</p>	
<p>東京都 平成25年(調) 第5号事件 (平成25年(調)第1号事件への参加申立て)</p>	<p>平成25年8月28日受付 東京都平成25年(調)第1号事件と同じ。</p>	<p>平成26年12月22日調停打切り 東京都平成25年(調)第1号事件と同じ。</p>
<p>山梨県 平成25年(調) 第1号事件</p>	<p>平成25年3月27日受付 被申請人が経営する木材加工場において発生する騒音、振動、粉じんにより、生活に支障が生じている。特に搬入した木材(丸太)を場内に落とす作業において生じる振動で自宅が揺れ、家にいられない状況である。よって、被申請人は、木材加工場における作業に関し、①騒音及び振動の値を規制基準以下にすること、②粉じんの発生を防止すること、③搬入された材木の一気に落とさないこと、④作業時間を8時～17時とすること、⑤土日、祝日の作業はやめること。</p>	<p>平成26年10月17日調停成立 調停委員会は、10回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申立てに係る木材加工場について、平成27年3月末日を目処に閉鎖し、他市へ移転する。被申請人は、移転工事に関し、工場の稼働終了日、機械搬出日が確定したときは、速やかに申請人らに連絡する。被申請人は、仮に平成27年3月末日までの移転が困難になった場合は、速やかに申請人らに連絡をする、②工場の移転が完了するまでの間、工場の稼働時間については、以下のとおりとする。(1)工場の建物外での作業の開始時刻は、午前6時30分とする。(2)工場内の機械の稼働時間は、原則として、午前8時から午後5時とし、清掃を含め、午後6時には、工場内の作業を終了する。ただし、機械の不調等の事情により、工場内の作業終了時刻が午後6時30分を超えることが明らかになった場合は、被申請人は速やかに申請人らに連絡をする。(3)土日祝日は、原則として、工場内の機械を稼働させないこととし、仮に稼働する必要がある場合は、被</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
		<p>申請人は、申請人に対し、速やかに連絡をする、③被申請人が、②の稼働時間の取決めに反し、作業を行っていること、または、工場内外の騒音について、申請人らが被申請人に対し苦情を申し出るときは、予め通知した本社担当者に電話する方法により行う。申請人らと被申請人の連絡については、申請人の代表が行うこととし、双方誠実に対応する、④被申請人は、工場の稼働に際し、騒音の発生について十分に留意し、騒音の低減に努力する、⑤本調停に要した費用は、当事者各自の負担とする等を内容とする調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>三重県 平成26年(調) 第1号事件</p>	<p>平成26年7月17日受付</p> <p>被申請人は建物解体工事業を営んでいるが、申請人自宅の近隣で行った鉄筋建物の解体工事の振動により家屋にひび割れが生じた。よって、被申請人は、申請人自宅の被害を受けた以下の箇所を修理すること。①2階和室の壁のひび割れ、②2階書道部屋のクローゼットのひび割れ、③基礎部分(犬走り)のひび割れ。</p>	<p>平成26年10月27日調停打切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>滋賀県 平成25年(調) 第2号事件</p>	<p>平成25年7月10日受付</p> <p>被申請人は砂利類の採取・販売業、土木工事業を営んでいるが、被申請人が汚泥を不法投棄したことにより、土壌汚染及び悪臭により生活環境が害され、また、本件土地が使用できなくなった。よって、被申請人は、被害発生地域に不法投棄した被申請人の事業活動により排出した産業廃棄物たる砂利洗浄・選別後の汚泥約3万㎡を搬出すること。</p>	<p>平成26年10月6日調停打切り</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>大阪府 平成26年(調) 第5号事件</p>	<p>平成26年8月25日受付</p> <p>申請人宅に隣接する被申請人所有地は平成初頭から駐車場として被申請人が営業しているが、営業開始当初から申請人は駐車場契約者によるドアの開閉音やアイドリングの排気音、排気ガスによる被害を被っている。これらの被害は、申請人宅側に駐車中の車の後部が来ることに起因するところが大きいため、申請人は平成21年5月頃から被申請人に対して、契約者に対し前向き駐車の徹底等を指導するよう申し入れを行い、このほか契約者による廃棄物</p>	<p>平成26年12月2日調停成立</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人を含む近隣居住者に対する騒音、排気ガス、排水等の問題に配慮し、次の事項を遵守する、(1)被申請人は、申請人宅に隣接する被申請人所有の駐車場内に高さ1.5m程度、厚さ10cm程度のブロック塀を、被申請人の費用負担で設置すること、②申請人と被申請人は、本調停が成立したことにより、本件騒音、排気ガス、排水等の問題が円満に解決したことを確認し、今後、</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
	<p>の投棄や駐車場からの排水による被害についても苦情を申し立ててきたが、被申請人は平成24年4月に簡単な車止めと注意喚起の看板を設置して以降、申請人の苦情に応じない。よって、被申請人は、①被害発生地東側駐車場において、契約者に対し、前向き駐車 の徹底とドアの開閉やアイドリングについての配慮を契約書に明記するほか、注意喚起の看板設置等の手段により徹底させなければならない、②当該駐車場に隣接する側溝の廃棄物の除去に努めなければならない、③当該駐車場敷地内の排水対策を講じて、被害発生地への浸水被害を防止しなければならない。</p>	<p>互いに良好な近隣関係を築くように努める等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>愛媛県 平成26年(調) 第1号事件</p>	<p>平成26年4月30日受付</p> <p>被申請人は、平成26年4月6日から焼却炉の試験稼働を行っているが、その数日後より申請人の居住地域に刺激臭が漂い、喉の痛み、頭痛、めまい、吐き気などの体調異常や精神的不穏を自覚するようになった。よって、被申請人は、申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、産業廃棄物焼却施設を操業してはならない。</p>	<p>平成26年11月28日調停打切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>熊本県 平成26年(調) 第1号事件</p>	<p>平成26年6月9日受付</p> <p>申請人は、被申請人クリーニング店の下水道等から発生する様々な臭い(ガス、灯油、石油、消毒等)により化学物質過敏症を発症した。化学物質過敏症はこの場所から逃れることでしか回復しないとされており、この病気にたどり着くまで休業し、病院通いをしている。また、庭の中央が昨年草があまり生えず苔が生えている。よって、被申請人は①クリーニング業の下水、排水、排出、作業場(内・外)、機械全て設備が整っているか、故障はないか保健所に調査してもらうこと、②申請人の営業所が安全な土地であり、安全な場所であることを証明すること、③申請人の店舗に目張りをすること、④申請人に対し、肉体的・精神的苦痛を与えたことに対し、慰謝料を支払うこと。</p>	<p>平成26年12月25日調停打切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>沖縄県 平成25年(調) 第1号事件</p>	<p>平成25年6月7日受付</p> <p>被申請人は、都市計画上の用途制限に</p>	<p>平成26年12月1日調停成立</p> <p>調停委員会は、5回の調停期日の開催</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
	<p>より本件工場が営業できない地域にもかかわらず営業を行い、コンプレッサーの騒音や強いシンナー臭を放出している。それにより、不眠・血圧上昇などの身体的・精神的損害が発生している。よって、被申請人は、①工場の営業を停止すること、②平成25年6月末日までに工場の建物を撤去すること、③慰謝料並びに建物撤去に至るまで毎日金員を支払うこと。</p>	<p>等手続きを進めた結果、①被申請人工場の土地の賃貸借契約期間については、平成33年7月31日までとし、以後の更新は行わない旨、申請人、被申請人及び利害関係人は確認する、②被申請人は、申請人及び利害関係人に対し、以下の内容を念書として約束し、最善を尽くす、(1)自動車修理工場を移転するまでの間、同所は自動車の一時保管場所及び中古車販売場としてのみ利用し、使用目的を変更する場合、賃貸人の承諾を得る、(2)自動車解体・修理等の騒音の出る作業及びシンナー・排気ガスその他異臭等の出るような作業等は原則行わない、(3)緊急の場合を除き、早朝深夜・日曜祝日の作業は行わない、(4)同所内に、賃貸人の承諾なく新たなガレージ等の建物や建造物を設置しない、(5)同所内に一時保管する車両や物品等の衛生管理を含む適正な管理を行なう、(6)現在、同所内に置かれている可動式の物置小屋は、平成27年6月までに移転の上、強風で倒壊等することのないよう固定する、(7)賠償責任保険への加入を検討する等を内容とする調停案を当事者全員が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>沖縄県 平成26年(調) 第1号事件</p>	<p>平成26年7月18日受付</p> <p>申請人は、養鶏場を営んでおり、近くで行われている道路工事で使用する重機から発生する騒音により、申請人が営む鶏舎の鶏に健康被害が生じ、重度のものは死に至る等、申請人の経済活動を著しく妨害した。また、工事完了後は、昼夜問わず通行する車両等の騒音による鶏への影響が懸念される。よって、被申請人は鶏舎の鶏に悪影響を与える工事及び道路の設置を中止すること。</p>	<p>平成26年10月24日調停打切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として平成26年10月1日から平成26年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

シリーズ「振動に関わる苦情への対応」 －第8回 環境振動問題に対する取り組みの現状－

独立行政法人 産業技術総合研究所 国 松 直

1 はじめに

今回で本シリーズ「振動に関わる苦情への対応」も最後となります。いままで、以下を解説してきました。

- ちょうせい 73号 ー 第1回 振動苦情処理と必要な振動に関する知識ー
- ちょうせい 74号 ー 第2回 振動の基礎：振動の発生と伝搬ー
- ちょうせい 75号 ー 第3回 振動の基礎：振動の影響と評価・規制方法ー
- ちょうせい 76号 ー 第4回 振動の基礎：振動の測定方法と対策方法ー
- ちょうせい 77号 ー 第5回 建設作業振動ー
- ちょうせい 78号 ー 第6回 鉄道、道路、工場・事業場ー
- ちょうせい 79号 ー 第7回 歩行振動（内部振動源）ー

第1回から第4回までは振動の基礎知識として、振動の発生と伝搬、振動の影響と評価・規制方法、振動の測定方法と対策方法を記載しました。

第5回から第7回までの3回は、外部振動源として建設作業振動、鉄道、道路、工場・事業場、内部振動源として歩行振動について、各個別の振動源ごとにそれらの特徴と対応等を解説して頂きました。

今回は、環境振動問題に対する環境省や学会での現状の取り組みについて記述します。

2 環境振動問題に対する環境省の最近の取り組み

環境省トップページ→ <http://www.env.go.jp/>

環境省における環境振動に関連する情報としては、上記画面内 [政策分野一覧] の

[大気環境・自動車対策] → <http://www.env.go.jp/air/>

[騒音・振動・臭気対策] → <http://www.env.go.jp/seisaku/list/noise.html>

[振動対策] → <http://www.env.go.jp/air/sindo/sindo.html>

にいくつか掲載されています。関連する部署としては環境省水・大気環境局において振動規制法を所掌している大気生活環境室と自動車に関わる環境を扱う自動車環境対策課の2つがあります。

環境影響評価に関しては、[政策分野一覧] の [総合環境政策] の下に

[環境アセスメント] → <http://www.env.go.jp/seisaku/list/assessment.html>
があります。

振動規制法による規制において、規制値は満足しているが苦情が発生するという現状を、苦情件数と基準適合率(=振動規制法の基準適合件数/測定数×100(%))の不一致(基準適合率が上昇しているにもかかわらず苦情件数も増加していること。基準適合率の推移は第3回、

図 3-7 参照)として、環境省も把握[1]しており、改善に向けた取り組みを行っています[2]。また道路交通振動については、短期目標(道路交通振動対応の標準化)、中期目標(道路交通振動対応の高度化)、長期目標(道路交通による振動環境下における快適な生活環境の実現)のためのロードマップを作成しています[3]。ただし、法改正に至るまでには、まだ多くの検討・解明すべき課題があります。また規制基準(要請限度)値を見直しするにしても、規制基準(要請限度)値を決める際には、社会調査も必要になります。

文献[2]では、この苦情件数と基準適合率の不一致の主な原因として、評価地点と評価軸を指摘しています。(以下原文引用)

①評価地点：日本の振動規制法は、排出規制を主眼としており、発生源側の敷地境界を評価地点としている。同法の制定に当たっては、受振点での振動の大きさを推定するための家屋増幅を一律 5 dB としていたが、調査結果によると、10dB の家屋増幅が見られるケースも見られ、家屋増幅についてより詳細に把握する必要性が示唆された。

②評価軸：日本の振動規制法では、鉛直(Z)方向の振動レベルのみを評価している。そこで、環境省では、水平方向の振動の状況を確認するための調査を行った。その結果、家屋側敷地境界の振動レベルは鉛直(Z)方向の方が水平(X,Y)方向よりも 5 dB 程度大きいものの、家屋内の増幅量は水平方向の方が平均で 5～7 dB 大きいことが分かった。なお、これらの増幅は木造家屋に関するものであり、RC 造での増幅は認められなかった。

これらの指摘から、環境省自動車環境対策課では、まだ公表されていませんが基本的な実態を把握することが可能な道路交通振動測定ガイド(案)について検討を行っています[4]。人が暴露されている振動環境と苦情に繋がる感覚(アノイアンス、不快感など)との関係を検討するためには、建物内での 3 成分加速度記録の測定・分析・評価が望まれます。

2.1 国内外の主な環境振動評価法

一方で、国際的な動向も把握しておく必要があります。環境省の調査において、今後検討すべき振動評価量として各国の基準値、評価量等が整理されています[2]。また、松本[5]は、目的／対象振動源／測定(予測)位置／測定(予測)方向／物理量／周波数／評価量／評価基準の項目に分けて、表 8-1 を整理しています。

諸外国では、大きく次の 4 つの規格に基づく評価が行われているようです。

- 1) ISO 2631-2 (2003) (デンマーク, オーストリアなど 8 カ国)
- 2) ISO 2631-2 (1989) (アメリカ, ニュージーランドなど 7 カ国)
- 3) DIN 4150-2 (1999) (ドイツ, スイス(予定))
- 4) BS 6472-1 (2008) (イギリス, オーストラリア(予定))

また、ノルウェーでは独自に道路交通や鉄道による振動に限定した評価方法を規定した規格[6]を発行しています。

表 8-1 のように、日本では、どれかに準拠した評価法を用いているわけではありません。今後、このような諸外国の評価方法の現状も踏まえて、評価方法の改良や規制のあり方などを検討していく必要があると考えています。

表 8-1 主な環境振動評価法の比較

	振動規制法 (1976)	居住性能評価 指針(2004)	ISO 2631-2 (2003)	ISO 2631-2 (1989)	DIN 4150-2 (1999)	BS 6472-1 (2008)
目的	生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること	居住環境としての性能を維持	快適性やアノイアンスに基づく建物振動への人の暴露の評価	ISO 2631-1 の建物振動評価への適用	建築物の振動への暴露の評価	建築物の振動に対する人の応答の予測
対象振動源	・工場、事業場 ・建設工事 ・道路交通	・人の動作、設備 ・交通 ・風	振動源は問わない	振動源は問わないが、連続振動と間欠振動のみ(衝撃的な振動の評価は付録)	振動源は問わない(道路交通、鉄道、建設工事に対する評価法の規定あり)	振動源は問わない(定期的な発破による振動についてはBS6472-2に規定)
測定(予測)位置	建物外 (敷地境界)	建物内 (問題となる位置、評価値が最大になると想定される位置)	建物内 (部屋の使用状況を考慮、評価値が最大になると想定される位置)	建物内 (人体に振動が伝達する位置の構造床面上)	建物内 (対象となる部屋の床、評価値が最大になると想定される位置)	建物内 (人体に振動が伝達する位置、評価値が最大になると想定される位置)
測定(予測)方向	鉛直	・鉛直(動作、設備) ・鉛直・水平(交通) ・水平(風)・	並進直交3方向(建物を基準)	並進直交3方向(人体の私事面座標系)	並進直交3方向(建物を基準)	並進直交3方向(建物を基準、振動源の方向)
物理量	加速度	加速度	加速度	加速度(速度)	速度	加速度
周波数	1~80Hz	・3~30Hz (動作、設備) ・1, 3~30Hz (交通) ・0.1~5Hz (風)	1(0.5)~80Hz	1~80Hz	1~80Hz	0.5~80Hz
評価量	振動レベル (統計処理含む)	1/3 オクターブバンドごとの加速度最大値(ピーク値)	<基本> ・補正加速度実効値(3方向のうち最大値) <捕捉> ・移動加速度実効値最大値(MTVV) ・四乗則暴露量値(VDV)	・加速度実効値 ・補正加速度実効値	補正加速度実効値(KB値, 3方向のうち最大値, 統計処理等を含む)	四乗則暴露量値(VDV, 3方向のうち最大値)
評価基準	規制基準, 要請限度	「性能評価曲線」(知覚確率)	なし	<付録> 「base curve」あるいは基準値とそれに対する倍率(建物の用途, 時間帯を考慮)	住居類における人の振動暴露に対する指針値(加振源ごとの評価方法, 区域, 時間帯を考慮)	四乗則暴露量値(VDV)に対する居住者の応答に関する基準(時間帯を考慮)

2.2 振動レベル測定に関する現状の問題点と改善方法

振動規制法に基づいた振動レベル測定方法は、振動規制法が制定された当時の技術水準に基づいて規定されており、近年のデジタル機器として高度化した測定機器の活用について、明確な適用方法が示されていないようです。環境省におけるこのような問題意識から、測定方法、データ処理方法の統一のために、現状の問題点と望ましい測定方法が振動規制

法の枠組みの中で検討されています[4][7]。

振動レベル測定方法に関して、現在使用されている測定器の技術水準を踏まえて、抽出された現状の問題点と検討内容を表 8-2 に示します。

表 8-2 振動レベル測定方法に関する問題点と対応

項目	問題点	検討概要
測定間隔とサンプリング数	振動規制法施行規則では「五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数」となっている1)が、振動測定機器の進歩により、振動測定間隔は0.1秒や1秒間隔で行うことが多い。	施行規則等に基づき振動の測定時間を500秒間(5秒×100個)に固定し、測定間隔を変化(0.1秒、1秒、5秒)させデータサンプルを抽出した。また、1時間内に得られる L_{V10} の個数を変化(1個、2個、3個、6個)させ、評価値(L_{V10})への影響を検討した。
測定時間	振動規制法施行規則では「昼間及び夜間の区分ごとに4時間以上行う」となっているが、4時間の考え方にばらつきがあった。	昼間及び夜間の4時間の集計方法を変える(ランダム4時間の平均値、上位4時間の平均値、時間区分の平均)ことによる評価値(L_{V10})への影響を検討した。
暗振動の補正	振動規制法施行規則では「道路交通振動レベル暗振動の補正」を行う1)ことになっているが、ほとんどの地方公共団体で暗振動補正は行っていない。	暗振動が「定常的(工場等から発生する定常的な振動を暗振動に設定)」な場合と、「非定常的(地下鉄通過時に発生する振動を暗振動に設定)」な場合に分け、暗振動補正の有無による評価値(L_{V10})への影響を検討した。
交通量が少ない場合の補正	振動規制法の施行について(環大特154号)では、「自動車が当該測定点を通過した時点の前後5秒以内において測定して得た値以外の値を除く」1)とされているが、ほとんどの地方公共団体では交通量が少ない場合の補正は行われていない。	交通量の少ない地点又は時間帯を選定した振動測定を実施し、補正の有無による評価値(L_{V10})への影響を検証した。 環大特154号に準じた補正方法と車両非通過のレベル値を設定(L_{V95} や測定下限値等)し、得られたデータから一律除外する補正方法についてその影響を検討した。

上記の検討の結果が、報告書[7]の中で表 8-3 のように提案としてまとめられています。

表 8-3 道路交通振動レベルの測定に関する提案

項目	提案内容
測定間隔とサンプリング数	測定間隔が選択できる機器を使用する場合、0.1秒間隔、10分測定を目安とする。 連続測定が可能な場合には、10分間のデータを6回取得し、その平均値を当該時間帯の計測値としてもよい。
測定時間	交通量の状況を考慮し、効果的な測定計画(交通量が多い時間帯、大型車混入率が高い時間等)を立てることが望ましい。 24時間連続測定の場合、時間区分ごとにすべて算術平均した数値を振動レベルとすることが望ましい。
暗振動の補正	道路交通振動に比して暗振動のレベルが十分に低い(レベル差が10dB以上あると判断できる)場合は、暗振動補正を行わなくてよいと考えられる。
交通量が少ない場合の補正	測定対象の道路を通過する交通量が少ない場合、そのまま測定を行うと振動レベルを低く評価する可能性があるため、車両非通過時のデータを除外する等の配慮が必要である。

これらの提案内容は、近いうちに公表される道路交通振動に対する振動測定マニュアルに反映される予定です。

3. 環境振動問題に関連した日本騒音制御工学会の最近の取り組み

日本騒音制御工学会は日本音響学会に比してより多くの地方公共団体職員が会員になっているという特色を有しています。そのため、直接的に一般の人からの苦情申立の窓口として対応した経験のある会員が日本騒音制御工学会には多くおられるようです。

日本騒音制御工学会内の学会活動の中で振動に関係する研究分科会は以下の2つがあります。

- ・環境振動評価分科会
- ・道路交通振動予測式作成分科会

ここでは、これらの分科会活動を短く紹介致します。

(1) 環境振動評価分科会

http://www.ince-j.or.jp/04/04_page/04_3.html

上記 URL ページには、「2013 年度報告」と「振動測定マニュアルについて」が記載され、(1)振動測定マニュアル(案)の改定、(2)振動評価方法の提案が主に検討されています。分科会推奨の測定法として、2012 年 8 月に「案」が公表され、いくつか記載内容を見直した「ver.1」が 2014 年 8 月に再度公表されています。「ver.1」では、「外部振動源による建物振動の評価に係る参考資料」として、振動評価に資する資料も掲載されています。この振動測定マニュアルは、「工場・事業場、建設作業、道路交通、及び鉄道から発生する振動により苦情が発生し、かつ振動規制法による対応では苦情の解消が困難な場合に、問題解決に向けた振動対策に資する技術資料を作成することを目的」としていますが、振動評価方法の提案に向けて、評価指標に関する将来的な改善に備えるための詳細データの蓄積が望まれています。振動測定マニュアル「ver.1」は上記 URL からダウンロード可能となっていますので、多くの方に活用して頂き、分科会へデータ提供して頂ければよりよい振動評価方法の提案が早期に可能になるのではないかと思います。

なお、今年 4 月 21 日に開催される平成 27(2015)年春季研究発表会において、当該分科会が「振動測定マニュアルと建物振動の評価」と題したセッションを担当します。

(2) 道路交通振動予測式作成分科会

http://www.ince-j.or.jp/04/04_page/04_3.html

上記 URL ページには、分科会の設置目的、分科会活動が紹介されています。当該分科会では、主に環境アセスメントで使用可能な、 L_{V10} を算出することができる、国際的な動向を加味した「物理的なモデル」に基づく、新たな道路交通振動予測方法を提案し、公表することを目指しています。2003 年に平面道路を対象とした予測式 (RTV_Model 2003) を公表していますが、その後盛土・切土道路への適用拡大、2011 年度から高架道路を対象とした予測式作成に取り組んでいます。

官民境界での鉛直方向の L_{V10} の評価に対して、いろいろな問題があるとの指摘もありますが、環境アセスメントの評価指標が、振動規制法と連動していることから、この分科会で、この評価指標を議論することは視点が異なります。

4. 環境振動問題に関連した日本建築学会の最近の取り組み

http://news-sv.aij.or.jp/kankyo/s17/AIJ_EVindex.html

上記 URL は、日本建築学会環境工学委員会環境振動運営委員会のトップページです。環境振動運営委員会には以下の5つの小委員会と運営委員会直属の4つのWGがあります。

- ・環境振動測定分析小委員会
- ・環境振動評価小委員会
- ・環境振動予測解析小委員会
- ・環境振動設計小委員会
- ・居住性能評価指針改定小委員会

ここでは、以下の3つの小委員会の活動を短く紹介します。

(1) 環境振動測定分析小委員会

http://news-sv.aij.or.jp/kankyo/s17/subcommitteel_measurement/AIJ_EVSC1index.html

上記 URL ページには、「設置目的、各年度活動計画」、「これまでの具体的成果」などが掲載されています。当該小委員会では環境振動に関する測定手法について多くの測定事例を収集し、測定分析方法の体系化を目指しています。官民境界とは異なるより振動暴露環境に近い建築物内の測定点における測定方法から分析方法までを検討しており、これらの体系化が評価体系と結びつくことが期待されています。

本年度の活動として、現在以下の大きく2種類の測定を想定したアンケートを実施しています。

- (1) 内部又は外部加振源によって生じる建築物内部のある点の振動現象を測定する方法
〈振動絶対値の測定：現在の居住性能評価指針と同様な考え方であり、例えばある場所で、ある加振源により発生する振動現象そのものを測定する〉
- (2) 人の動作によって生じる床の揺れにくさを測定する方法
〈床の振動に対する部位性能の測定〉

苦情等への対応として、建築物内で振動測定を行う際に測定者が悩む「測定位置・点数」等に関する問題が、当該小委員会の活動結果から、解決されることが期待されます。

現在、上記に関連したアンケートへの協力依頼が環境振動運営委員会のホームページに掲載されています。アンケート提出締切が2015年2月13日ですので、本稿 Web 掲載までに締め切られてしまいますが、どのようなアンケートが行われているか、目を通して頂くことも今後の役に立つかも知れません。締切後でも回答頂ければご意見を伺うことはできるとお思いますので、お時間のあるときに対応をお願い致します。

日本建築学会環境工学委員会環境振動運営委員会のトップページ内

・環境振動測定手法小委員会(2015年2月13日まで実施)

「環境振動測定に関するアンケート調査へのご協力をお願い_2014HP」をお読み頂き、調査へのご協力をお願い致します。

- 1)環境振動測定に関するアンケート調査へのご協力をお願い_2014HP (pdf ファイル, 88KB)
- 2)環境振動測定に関するアンケート_2014 (Word ファイル, 504KB)

(2) 環境振動評価小委員会

http://news-sv.aij.or.jp/kankyo/s17/subcommittee2_performance/AIJ_EVSC2index.html

上記 URL ページには、「設置目的、各年度活動計画」、「これまでの具体的成果」などが掲載されています。今後の環境振動評価のあり方については、当該委員会で検討されています。建築物を対象とした性能評価の現状や問題点の把握と課題抽出、今後の性能評価のあり方の模索に関連し、居住性能評価指針の改訂に資する評価体系について議論が行われています。評価体系化の試みについては、第 32 回環境振動シンポジウム(2014年1月)、第 33 回環境振動シンポジウム(2015年1月)の資料に現状が記載されています。

(3) 環境振動予測解析小委員会

http://news-sv.aij.or.jp/kankyo/s17/subcommittee3_control/AIJ_EVSC3index.html

上記 URL ページには、「設置目的、各年度活動計画」、「これまでの具体的成果」などが掲載されています。当該委員会では新しい環境振動問題に対する予測技術、解析技術を整理・分析し、それらのブラインド解析による精度評価などを検討しています。現在は、主に 1996 年～2010 年度分の文献について要約シートを用いた整理が実施されています。

また、運営委員会トップページには過去の環境振動運営委員会の活動内容をまとめた、「あゆみ」「あゆみ(Ⅱ)」が【刊行物, その他】の中に掲載されています。その下の方には、過去の環境振動シンポジウムに関して、そのタイトルリストがまとめられています。過去 10 年間のタイトルは以下になります。

2004.1	第 22 回	環境振動研究の将来展開 —他学協会とのコラボレーションを通して—
2005.1	第 23 回	訴訟問題から見た環境振動研究の方向性
2006.1	第 24 回	都市型環境振動対策 —実務からのアプローチ—
2007.1	第 25 回	環境振動の性能設計はどこまで可能か
2008.1	第 26 回	環境振動の現状と新たな視点 —対策検討事例と社会ニーズを通して—
2009.1	第 27 回	設計フローと性能ランクの構築にむけて
2010.1	第 28 回	環境振動における予測・シミュレーション技術の最前線
2011.1	第 29 回	群としての環境振動
2012.1	第 30 回	新しい視点で今後の環境振動を考える

2013.1	第31回	住まいに入り込む環境振動
2014.1	第32回	居住性能評価指針の新たな方向性－評価と設計の分離－
2015.1	第33回	居住性能評価指針を用いた設計の枠組み

第33回環境振動シンポジウムは2015年1月30日に開催予定ですので、本稿 Web 掲載時点で終了していますが、資料は日本建築学会から入手可能です。

5. 将来目指すべき振動環境

先にも記載したように環境省自動車環境対策課において、道路交通振動を対象としたロードマップを作成し、短期目標(道路交通振動対応の標準化)、中期目標(道路交通振動対応の高度化)、長期目標(道路交通による振動環境下における快適な生活環境の実現)を掲げています。これらの目標に対して、明確な実現可能な期日の設定は難しいけれども、大きな視点に立って目標設定し、目標に近づく努力をすることは好ましいことと思われま。ただし、作成時点では現状の問題点の列挙とそれらへの対応しか検討できませんが、近い将来においては、社会情勢の変化、生活スタイルの変化などにより、新たな環境振動問題が生起することが想定されますので、絶えず問題の洗い出しをして、ロードマップやマイルストーンの見直しを心がける必要があります。

環境振動問題に対する紛争案件の件数を極力ゼロに近づけるためには、苦情段階での対応が重要になります。そのためには、直接実際の苦情に接している地方公共団体職員の方と学会等との役割分担を考慮した密な連携が必要と考えています。公害等調整委員会でも紛争事例を紹介・公表していますが、苦情事例についても現在の件数主体の整理から苦情実態が分かるような内容の苦情シートによる整理、集計が必要と思います。そのようなデータアーカイブを用いて、学会等において苦情分類を行い、分類に適した対応対策マニュアル、対策の提案メニュー等の資料が整備、公表され、そのような資料を用いて地方公共団体職員の方による苦情申立者が納得するような対応(リスクコミュニケーション)が容易に可能となることが期待されます。

日本建築学会環境工学委員会環境振動運営委員会トップページには戸建て住宅の三成分振動特性測定・分析・評価 WG の成果として、以下が掲載されています。上記の参考となる内容ではないかと思ひます。

日本建築学会環境工学委員会環境振動運営委員会のトップページ内

- ・戸建て住宅の三成分振動特性測定・分析・評価 WG
- 環境振動測定結果記録シートをご活用下さい
- 1)戸建て住宅における 環境振動対策事例報告書 (pdf ファイル,610KB)
- 2)付録 1_合意形成フロー (pdf ファイル,179KB)
- 3)付録 2_環境振動測定結果記録シートの事例 (pdf ファイル,77KB)
- 4)付録 3_環境振動に関する Q & A 事例 (Excel ファイル,47KB)
- 環境振動測定結果記録シート(format) (Excel,165KB)
- 環境振動測定結果記録シート(記入例) (Excel,128KB)

6. まとめ

苦情対応には、専門的な知識だけでなく、苦情申立者への分かりやすい説明（リスクコミュニケーション能力）など幅広いスキルが必要です。にもかかわらず、最近では騒音振動部署を専門として知識を蓄積できる環境ではなく、2～3年ごとに専門性と関係なく異動するという状況と聞いています。このような環境では、地方公共団体職員の方が一般人を対象とした心理的影響が絡む難しい騒音振動苦情に十分対応してことは難しいのではないかと危惧しています。

今回の振動シリーズもそのような地方公共団体の職員の方を念頭に種々の参考となる事柄を記載させて頂きました。限られた紙面での解説で分かりにくかった部分もあったかと思いますが、参考文献として挙げた文献等を参考にこれからも基礎及び周辺知識を修得するとともに経験知を養って頂いて、少しでも紛争案件が減少することを願っています。

振動規制法の問題点も種々指摘されていますが、短時間のうちに見直し、改正にまでは至りません。また、見直し、改正が行われたとしても、苦情件数がゼロになることはないかも知れません。紛争案件を減少させるためには、苦情申立者の立場に立ち、常に問題点を明らかにして、種々の改善に取り組んでいく姿勢が求め続けられるのではないかと思います。

最後になりますが、日ごとのルーチンの業務に追われることなく、環境省や学会等の活動による最新の知見、動向にも関心を持って頂きたいと思います。種々の問題解決のためには地方公共団体職員の方と研究者等との連携が不可欠です。目的意識を共有して住民の方が不快な振動環境に持続的に晒されないような生活環境の実現、保全を目指していきたいと思います。

【参考文献】

- [1] 永森一暢：振動防止行政の現状と課題、日本騒音制御工学会研究発表会論文集、p. 33－36、(2009. 4).
- [2] 例えば、平成 20 年度環境省請負業務、平成 20 年度振動評価手法及び規制手法等検討調査業務報告書、日本騒音制御工学会、(2009).
- [3] 例えば、平成 21 年度環境省委託業務、平成 21 年度道路交通振動対策検討調査委託業務報告書、(株)エイト日本技術開発、(2010).
- [4] 例えば、平成 25 年度環境省委託業務、平成 25 年度道路交通振動対策検討調査委託業務報告書、(株)エイト日本技術開発、(2014).
- [5] 松本泰尚：環境振動の評価方法、騒音制御、35 巻、2 号、p. 171～177、(2011).
- [6] Norwegian Standards Association : Vibration and shock –Measurement of vibration in buildings from landbased transport and guidance to evaluation of effects on human beings, NS 8176(2005)(英語版 NS 8176E(2006)).
- [7] 築場則昭・岩田克司・西岡 樹・国松 直：現在の振動レベル測定に関する技術水準を考慮した道路交通振動の測定事例に対する評価、日本騒音制御工学会研究発表会論文

集、p. 241－244、(2014. 9).

【編集後記】

振動シリーズ、2年間（8回）にわたってご愛読頂き、有り難うございました。

内容について、如何だったでしょうか？読者の方の関心に応えられる内容であったか、記述内容のレベルが適切であったか等、不安な気もしています。また前回騒音シリーズにあった「番外編」のような、親しみやすいコラム的なものがなかったことも反省しています。

内容についての疑問、質問をお受けし、お答えする機会がありませんでしたので、ご意見、質問等がありましたら、事務局へ問い合わせ頂ければ、筆者一同から回答を差し上げたいと思います。

ネットワーク

「暮らしやすさも賑わいも一番のまち」新宿

最前線紹介

東京都新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区は多くの人々が訪れる賑わいのまちであるとともに、33万区民が暮らすまちです。

一日の乗降客数 350 万人の新宿駅や日本有数の繁華街である歌舞伎町を抱え、外国人人口も 1 割を超える一方、江戸以来の歴史や文化を持ち、武蔵野台地の東端にあるという自然地形に根ざした、緑と水に囲まれた斜面緑地など貴重な自然も残っています。

国内外の多様な人々が住み、働き、学び、憩い、楽しむまちという、色々な顔を持つ懐の深い新宿のまちは、都市の機能をバランスよく持つ愛すべきまちです。

環境対策課公害対策係では、毎年 2,000 件以上の苦情相談、400 件程の解体工事等の報告や、1,000 件程の特定建設作業届、500 件近い工場や事業場の届、100 件程のカラスやハクビシン等の鳥獣相談などを、再任用を含む 10 人の職員で処理しています。

本区の公害問題に関する特徴としては、住宅が密集していること、多数の飲食店やオフィスビルがある商業都市であるということがあげられます。そのため、苦情相談では、圧倒的に解体工事による騒音苦情が多く寄せられますが、飲食店の夜間騒音も多いことから、月 1～3 回の夜間騒音パトロールを実施しています。また、年数の経過した高層ビルなども多く、アスベスト除



地元商店街の人たちとの合同夜間騒音パトロール

去等の特定粉じん排出等作業実施届が多いため、東京都や労働基準監督署、建築部署などとも連携し、解体工事現場などの合同パトロールを実施してアスベスト飛散被害の防止に努めています。さらに、地階に飲食店のあるビルも多いので、ビルピット臭気についての苦情が多いという特徴もあり、東京都の下水道局と連携して、歌舞伎町や西新宿ビル群のビルピット臭気対策に取り組んでいます。

また、公害相談には、高齢者からの相談が多いという特徴があります。これは日本の社会全体に言えることだとは思いますが、新宿区では、高齢者人口約 6.5 万人の内、半数以上は一人暮らしを含む高齢者のみの世帯という地域特性があります。こういった長寿社会では、身近に相談相手の少ない高齢者が行政を拠り所にするということもあるので、相談を受ける際は、相談者のお話をじっくりお聞きするなど、対応に配慮しています。

先日、現場に指導しに行った職員の帰りが少し遅かったので、どうしたのかと聞いたところ、おばあさんから柿の実を取ってほしいと頼まれた。落ちると近隣から悪臭苦情がくるので、悪臭予防対策として柿取りしたとのことでした。

公害対策係では、「暮らしやすさも賑わいも一番のまち」新宿の実現に向けて、関係部署との連携を図りながら、係一丸となって、今日も頑張っています。

ネットワーク

がんばってまーす

ちょっと臭いするね

福井県福井市環境課 主事

白崎 大介



環境課で公害苦情を担当していて、以前所属していた下水道部で受けたある苦情を思い出します。

ある日、「家の中から下水臭がする」という苦情を受け、再任用職員と2人で申立者宅に行きました。当初は、浄化槽の維持管理が悪いか、下水管の閉塞を疑いました。しかし、申立者の家は下水道に接続しており、下水管にも異常ありませんでした。なにより、私には、申立者が言う下水臭を感じるできませんでした。このような苦情は他にも時々あったので、私はすぐに申立者に対し、いつもどおり「臭いはありません。下水道部ではこれ以上対応できません。」と言いかけてました。ところが、再任用職員が、私の言葉を遮り「ちょっと臭いするね。」と言い、申請者宅内をしばらく確認した後、「下水道部ではこれ以上対応できません。」と言いました。

後日、その再任用職員は、「自分も臭いは全く感じなかった。でも、臭いは人によって感じ方が違う。臭いがすると言ったうえで、行政ではこれ以上対応できない旨を伝えるとスムーズに話が進むことが多い。」と私を諭しました。当時、私は、他に優先して処理すべき案件があったこともあり、このような対応を「時間の無駄だ」と感じていました。

環境課に配属されてからは、このような被害実態がつかめない苦情だけでなく、被害実態はあるが規制基準内の苦情や、そもそも規制のない苦情を多く受けるようになりました。これらの苦情は、行政としてできることが少なく、苦情が常態化しやすいという点において共通していると思います。皆さんの自治体では、このような苦情に対し、どのように対応されていますか？また、私がとろうとした対応と、再任用職員がとった対応をどう思われますか？

私は今でも、はっきり「臭いはしない」と言うことは誤りではなかったと思います。あやふやな態度ではなく、ないものはないと明確な態度で対応することが、後のトラブルを防ぐこととなります。しかし、同時に、当時の私のような画一的な対応では、公害苦情の対応方法として限界があるとも感じています。それは、初動対応で「対応しない」と切り捨てたことで、申立者と良好なコミュニケーションがとれなくなり、苦情が常態化するケースもあったからです。このようなケースを経験して初めて、再任用職員のとった対応も有効な手段の一つだったと思うようになったのです。

「臭いはしないから、これ以上対応できません」と「臭いはするけど、これ以上対応できません」は、結論は同じですが、申立者が受ける印象は違います。「臭いが無い」と職員が言うと申立者は、「自分が嘘を言っていると思われる」と感じると思います。一方、職員が「臭いがある」といえば、申立者は「理解されている」という一定の満足感を得るのです。常態化してしまった苦情は、

初動の段階で、相手に理解を示さず、相手の満足度を高めることができなかつたことが原因かもしれません。

苦情対応は経験が必要な業務であり、先輩方は個々の苦情に合わせてケースバイケースで対応されていることとは思いますが、私のような若輩者は、ついつい余裕がなくなり画一的な対応になりがちです。その結果、申立者と良い関係を築けず、苦情が常態化してしまうケースもあると思います。

公害苦情対応を始めたばかりの方や、余裕がなくなった時には、「ちょっと臭いするね」という言葉と、相手の満足度を高めるという行政サービスの基本を思い出してほしいと思います。実際の対応ではうまくいかないことも多いとは思いますが、この言葉を苦情対応の引き出しの一つとしていただければ幸いです。

ネットワーク

がんばってまーす

長崎市における公害苦情相談処理について

長崎県長崎市環境政策課

主査 笹田 知紀



はじめに

長崎市は、九州の西端、長崎県の南部に位置し、市の中心部は、三方が小高い山々に囲まれ、ただ一方の南西のみは、市街地へ湾入した長崎港を控えています。遠くは江戸時代に遡り、当時は日本で唯一の外国貿易港として栄え、出島をはじめとする当時を偲ぶ文化財等も多く存在します。



稲佐山からの夜景

また、山々に囲まれた地形は美しい景観を作り出し、特に夜景では香港、モナコに並び「世界新三大夜景」の地として、来崎いただいた多くの皆様にその情景を堪能していただいています。一方で山がちな地形は特に丘陵部における人口減を引き起こしており、昭和50年代に45万人を記録した人口は平成25年度末現在で約43万6千人と、昭和60年頃から減少傾向に転じており、周辺町との合併により一時的に増加したものの、引き続き減少傾向が続いています。

長崎市における公害苦情は年間140件程度で推移しています。その内訳は騒音が約40%、水質汚濁と悪臭がそれぞれ約25%、大気汚染が約9%、振動や土壌汚染はそれぞれ約1%程度です。

本稿では、本市における公害苦情を分類し、それぞれの公害苦情処理を行うにあたっての具体的な対策や留意点について例示させていただきました。これまでも繰り返し紹介されている事例ではありますが、本市と同規模の地方公共団体の公害苦情処理担当者の現場対応の一助になれば幸いです。



出島を望む

1 法令の規制基準が適用される事業場等を対象とする場合

(1)騒音規制法に定める特定建設作業

騒音苦情の中で最も典型的なものは、騒音規制法の特定建設作業の一つであるさく岩機です。敷地境界線における騒音レベルが規制基準を超過する場合も多いです。具体的な対策は防音シートや矢板などを設置した遮音です。なるべく隙間を作らないことが重要で、効果が少ない場合は二重に

します。なお、苦情者がマンションなどさく岩機のバックホウより高層に居住している、或いは法面を施工するため防音シートの十分な高さを確保できない場合があります。この場合、他のバックホウのアームや移動式の簡易な防音シートを設置し、さく岩機のなるべく直近で遮音することです。それでも岩質が固い場合や周囲の地理的条件により規制基準を超過する場合がありますが、その場合は、法に基づく施工時間の制限の他、膨張材の使用、芹矢打ち、ニブラーやリッパーの使用などで研回数を減らすなどの対策があります。しかし、施工期間を延ばすことになることから、住民の被害感や施工者の経済的負担をいわずらに増すことにつながり、現実的でない場合も多いかと思われます。

(2)騒音規制法に定める特定施設及び地方公共団体の「横出し条例」に定める指定施設

騒音苦情の中で次に典型的なものは、騒音規制法の特定施設の一つである送風機、或いは地方公共団体の「横出し条例」の指定施設である冷凍機やクーリングタワーです。いずれも送風機を発生源とするものですが、送風機については吸音ダクトや消音器の設置で吸音や消音を行うとよいと思われれます。また、冷凍機やクーリングタワーについては防音壁設置による遮音やサイレンサーを設置するとよいでしょう。このような対策を行う場合、共鳴等の問題が発生する場合や防音壁の高さの検討が必要な場合もあるので、状況に応じて周波数分析を行うことが重要であると思われれます。なお、実際の騒音苦情では、ベアリングやファンベルトの不具合によるものも多く、その場合は修理や交換で解決できます。

(3)悪臭防止法に定める特定悪臭物質を排出する事業場

悪臭苦情の中で最も典型的なものは、メチルメルカプタンやトリメチルアミン等の特定悪臭物質を排出する魚腸骨処理場や水産食料品製造工場です。酸・アルカリ・次亜・オゾン等を組み合わせた薬品洗浄脱臭、燃焼脱臭などの対策を行います。しかしながら、このような多額の費用を要する対策を行っても、原料臭の濃度が高ければ敷地境界における濃度が規制基準を超過する場合がありますし、原料の搬入時や工場の開口部からの漏洩の事例もあります。

こうしたことから、高価な脱臭装置を設置している場合でも、原料の適切な搬入や保管、シャッターの開閉の徹底など通常の作業工程を改善することが重要であると考えます。

また排水を公共下水道に排出する場合に除害施設を設けている場合もありますが、流入負荷の著しい増加や、夏場や昼夜の温度差が大きい時期に、曝気槽におけるバルキングが発生し、規制基準を超過する硫化水素が検出される場合があります。こうした場合、バルキング抑制剤等の投与、余剰汚泥の引き抜き、返送汚泥の調整等を行います。ただし、事業者にとっては公共下水道に排出する排水の負荷を低減するための除害施設を設けているにもかかわらず、それが悪臭の発生源となる

だけに不満も多いため、丁寧な指導が重要です。



2 法令の規制基準が適用されない事業場等を対象とする場合 「鶴の港」と呼ばれた長崎港

(1)水質汚濁防止法に定める特定施設に該当しない排水処理施設又は500人槽以下の浄化槽

水質汚濁防止法も浄化槽法も適用されない排水処理施設は、排水基準の適用や保守点検の義務がないことから、適正な維持管理が行われていない場合があります、これが水質汚濁苦情となる場合があります。ブローの故障や汚泥の引き抜きがほとんど行われていない場合もあり、またグリストラップの定期的な清掃が実施されていない事例も多いのが実情です。

法の規制はありませんが、事業者に対し苦情の内容や被害を詳しく伝え、公共用水域の水質保全の意義を粘り強く説明し、維持管理の実施を指導することが重要と考えます。

また、500人槽以下の中規模の浄化槽の場合、流量調整槽がないことが多く、流入負荷の変動の影響を直接受けるため、ときにDO（溶存酸素量）の著しい低下、活性汚泥の解体等による水質の悪化や悪臭の発生、スカムの流出といった浄化槽に係る典型的な苦情となります。苦情発生時は、保守点検業者と綿密に連携を取りながら、管理者に対して適正な保守点検や清掃の実施を指導します。

(2)苦情者の主観的あるいは人間関係等に起因する場合

これは公害苦情処理担当者が現場対応で苦慮するものです。生活雑排水や雨水の流入に対する苦情、ほとんど感知されない臭気に対する苦情、かすかに聞こえる程度の騒音苦情、参照値を大きく下回る低周波音などがあります。苦情者の主観的あるいは人間関係等に起因する場合がありますため、指導が困難である旨を粘り強く教唆するしかありません。

3 最後に

いずれの苦情処理においても、苦情者の苦情の内容を十分に把握すること、なるべく早期に現地調査や立入検査及び測定を実施すること、事業者に対し費用や効果を十分に勘案した技術的な助言・指導を行うことが重要と考えます。いたずらに行政権力を振り回すことではなく、苦情者及び発生源者と粘り強く対話し、相互理解と円滑な解決につながるよう努力することが重要です。

公害紛争処理関係及び 公害苦情相談員等ブロック会議の開催

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、平成26年10月下旬から11月中旬にかけて、全国を6ブロックに分けて、「第45回公害紛争処理関係ブロック会議」及び「第39回公害苦情相談員等ブロック会議」を開催しました。

「公害紛争処理関係ブロック会議」は、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向等について情報交換を行うもので、公害紛争処理事務の円滑な実施を目的としています。また「公害苦情相談員等ブロック会議」は、原則として人口10万人以上の市及び特別区の公害苦情相談担当者を対象に、公害苦情相談の動向等について情報交換を行うもので、公害苦情相談の適切な処理の促進を目的としています。

今回のブロック会議は、下記日程表のプログラムを各ブロックごとにアレンジして実施されました。「公害苦情相談員等ブロック会議」には、公害等調整委員会の公害苦情相談アドバイザーにも出席していただき、長年の経験を基に、講演や事例研究のアドバイスをしていただきまして、これら講演や事例研究等を通じて、活発な意見交換がなされました。

そこで、今回のブロック会議に参加された長野市の酒井さんと岡山市の笠原さんに感想を寄せていただきました。

日 程 表

	1 日 目	2 日 目
10:00		公害苦情相談員等ブロック会議(2日目) 公害苦情相談事例研究
11:00		出席者からの個別苦情処理相談
11:30		
13:30	公害苦情相談員等ブロック会議(1日目) 自己紹介(一部のブロック会議にて実施)	公害紛争処理関係ブロック会議 自己紹介及び参加都道府県の状況報告
13:40	公害苦情相談アドバイザーによる講演	公害等調整委員会からの報告、意見交換等
14:00	休 憩	
14:20		公害審査会等における紛争処理事例の経過説明、 公害紛争処理・公害苦情処理に関する意見交換等
14:30		
15:20	公害苦情処理に関する事例研究、意見交換等	
16:30	公害等調整委員会からの連絡事項等	次回開催都道府県の決定
16:50		
17:00	次回開催市の決定	

ブロック会議に参加して

長野県長野市環境部環境政策課主事

酒井 雅宏



平成 26 年 10 月 27 日、28 日に長野市において「第 39 回公害苦情相談員等（関東・甲信越・静岡）ブロック会議」が開催されました。ここ長野市は北アルプスに源を発する犀川の扇状地と千曲川の沖積地によって形成された肥沃な長野盆地に位置し、国宝善光寺の門前町として発展してまいりました。扇状地が多く、寒暖の差が大きいことから果樹の栽培に適しており、ちょっと古いデータで恐縮ですが、平成 18 年度の統計によると全国の市町村におけるりんご生産量は青森県の弘前市に次ぐ第 2 位となっております。現在は「秋映（あきばえ）」「シナノゴールド」「シナノスイート」といった長野県生まれの新品種が誕生し、秋から冬にかけて街道は路地販売で賑やかになります。

私が環境政策課に異動して今年で 3 年目になりますが、野焼きなど、原因がはっきりしているものもあれば、原因がはっきりしない悪臭などの感覚苦情相談、また、法令等による規制対象外の騒音苦情相談など様々な苦情相談が当課には寄せられます。今回、本市でも対応に苦慮している事例に対し、県内外の自治体の事例や意見を今後の業務に活かすことができればと思い参加させていただきました。

1 日目の会議には関東・甲信越・静岡ブロックから 30 を超える自治体の担当者にお集まりいただきました。事前に頂いた事例研究及び意見交換の数が多く、2 つの分科会に分かれての開催となりました。大気・悪臭・水質・その他の分科会では、近年本市でも増加傾向にある薪ストーブの煙の苦情や食品製造工場の排水からの悪臭など幅広い内容で意見交換がなされました。騒音・振動の分科会では事業所や商業施設からの騒音に加え、家庭用エコキュートの運転音などについて意見交換がされました。私はこちらの分科会に参加しましたが、提案者の発表とそれに対する質問や他自治体による過去の対応事例の紹介、公害苦情相談アドバイザーの異なった視点からの

アプローチなど、活発に意見交換がなされ、時間はあっという間に過ぎていきました。また、会議終了後、アドバイザーに直接質問する場面もみられ、問題解決に対する出席者の熱意を強く感じました。

2日目の会議には県内市町村及び1日目の参加自治体にも引き続きお集まりいただき、本市で提案した事業者による薪ストーブからの煙臭等とともに、県内自治体から提案のあったプラスチック成形工場からの騒音問題、原因者不明の公害苦情の対応について意見交換が行われました。今回は2日目にも県外の自治体に参加していただいたことから、多くの参考事例を聞くことができ、経験豊富なアドバイザーからのアドバイスも頂き、今後の方向性を見出せたように思います。

今回の会議を開催するにあたり、事前に参加自治体から提案事例等を頂きました。その多くの事例は本市にも該当し、意見交換の中でも、実は本市も・・・という発言を多く聞きました。地域の特徴に由来する苦情相談ももちろんありますが、解決困難な苦情相談の多くは他自治体でも対応に苦慮しているとわかりました。そして、本会議で意見交換やアドバイスをもらうことで、提案した自治体だけでなく、同席した全ての自治体が解決への手がかりを持ち帰れたと思います。

最後になりますが、本会議を開催するに当たり公害等調整委員会事務局の方々をはじめ、公害苦情相談アドバイザー、参加いただいた各自治体担当者の皆様には大変お世話になりました、この場をお借りして御礼申し上げます。

岡山県岡山市環境局環境保全課主任

笠原 千晴

平成26年10月30日、31日の二日間、高松市にて「第39回公害苦情相談員等中国・四国ブロック会議」が開催されました。

1日目にはアドバイザーの方の講演がありました。長く騒音公害苦情に携わってこられた方で、その豊富な経験からの話をいただきました。その中で印象に残ったのは、騒音苦情では現地調査が重要であり、実際にその騒音の発生頻度・時間帯や現地でのうるささの程度や不快の程度などを職員自らが体感しておくことが必要と言われたことです。騒音苦情に限らず、苦情があった場合には、苦情者の話を聞くとともに、

実際に現地に赴き、現地の状況をわたしたち職員自らが体感したり、事業場の状況について把握したりすることが的確な対処につながるのだと感じました。

その後、各自治体からの事例を基に事例研究・質疑応答が行われました。私は現在、水質係に所属しており、騒音や振動等の苦情については経験がありません。騒音等の事例については事前に騒音等を所管する係に相談し、現状、どのような対応をしているかなどの意見をもらいましたが、不安に思いながらの出席でした。また、以前この会議に出席した人から、会議では活発に意見が交わされることは聞いていましたが、実際に参加してみて、予定時間を超えるほどの意見交換の熱心さに驚くほどでした。提案事例は騒音、振動、粉じん、大気汚染、悪臭や水質汚濁と多岐にわたるものでした。大部分については実際に経験したことがないものでしたが、それぞれの問題点についての意見や提案、アドバイザーの方からの的確な助言など、参考になりました。

2日目は、高松市からの提案事例についての事例研究が行われ、前日と同様、有意義な意見交換となりました。

二日間にわたるディスカッションで、どの自治体でも同じような苦情が多く寄せられていることを実感しました。特に、特定施設を持たない事業場や小規模事業場など、法令等の規制の適用されない事業場への対応についてはどの自治体でも苦慮するところだと思います。類似した問題について、このような会議の場で他の自治体での対応方法を聞いたり、意見を交わしたり、アドバイザーの方から貴重な意見や助言をもらうことで、新たな視点が開け、解決につながることもあると思います。その意味でも、この会議は貴重な場となっていると感じました。

平成 27 年度の中国・四国ブロック会議は岡山市で開催されます。岡山市は、桃太郎やきびだんご、はだか祭りで有名な西大寺会陽、そしてマスカットや白桃などのフルーツの産地として知られています。歴史的には、古代より吉備文化の発祥地として栄え、市西部には造山古墳をはじめ今も多くの史跡が残っています。また、中心部には、岡山城や日本三名園のひとつである岡山後楽園があり、豊かな自然と文化が調和した都市空間を形成しています。機会がありましたら散策などもしていただけたらと思います。次回の会議も例年に劣らず有意義なものとなるよう、開催地として努めたいと思いますので、ぜひ岡山市へお越しくください。

最近の公害裁判例 第18回

マンションの階下に居住する者の騒音について、階上に居住する者が求めた不法行為による損害賠償請求の一部が認容された事例

公害等調整委員会事務局

(東京地方裁判所平成26年3月25日判決)

(判例集未掲載)

【事案の概要】

- (1) 原告X1及びX2は夫婦であり、平成14年4月末から東京都に所在するマンション(以下「本件マンション」という。)の8XX号室に居住していた。

被告Y1はロックミュージシャンであり、平成14年4月ないし5月頃から上記8XX号室の階下にある7XX号室に居住し、自室で作曲作業などを行っている。被告Y1の父母である同Y2及び同Y3は同室を共有する区分所有者である。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「本件条例」という。)136条は、何人も規制基準を超える騒音を発生させてはならないとしており、本件マンションの所在する地域(商業地域)の規制基準を、音源の存する敷地とその隣地との境界線において、午前6時から午前8時までは55dB、午前8時から午後8時まで60dB、午後8時から午後11時まで55dB、午後11時から翌日午前6時まで50dBと定めていた。

- (2) 本件は、原告らが、被告Y1が7XX号室内で作曲作業等を行う際に8XX号室内に受忍限度を超える騒音を侵入させ、また被告Y2及び同Y3が、被告Y1に受忍限度を超える騒音を発生させないように是正する義務を怠ったことにより、原告X2は心身に変調を来し妊娠中絶を余儀なくされ、8XX号室からの転居せざるを得なくなったなど多大な肉体的・精神的苦痛を被り、その夫である原告X1も精神的苦痛を被ったほか、8XX号室に対する所有権を侵害されたなどと主張して、原告X1が被告Y1に対し所有権に基づく妨害排除請求として騒音の差止を求めるとともに、原告らが被告らに対し不法行為による損害賠償を求めた事案である。

【裁判所の判断】

- 1 本判決は、以下のとおり判断して、原告らの各請求のうち、被告Y1に対する損害賠償請求については一部認容し、その余の請求はいずれも棄却した。

- 2 被告Y1の不法行為の成否について

- (1) 被告Y1は7XX号室に入居以降、室内で概ね正午から午後8時頃まで作曲作業を行い、そのうち発声している時間は最長1時間半から2時間程度であったが、年に数

回程度午後 11 時から翌日午前 6 時までの時間帯に室内で歌を歌うこともあった。

本件条例の定める規制基準は、音源と測定場所が上下関係にある場合にはこの基準によることが直接想定されていないといえるが、同条例の目的に照らせば、本件のような場合にも騒音等が受忍限度を超えるかどうかの判断において一つの参考数値として考慮されるべきところ、測定結果によれば、8XX 号室に伝播する被告 Y 1 の歌声の騒音レベルは最大 41dB 程度であったと認められ、規制基準を超えるものではなく、裁判所による検証の結果によっても、少なくとも深夜の時間帯（午後 11 時から翌日午前 6 時まで）を除き、通常人にとって特段不快に感じるようなものとは認められない。もっとも、深夜における騒音については、被告 Y 1 の歌声が生活音とは異質な音であること、最大 41dB といえどもその音量は入眠妨害などの生活上の支障を生じさせるレベルであること、防音効果を考慮すると建物内では規制基準よりも厳格な数値が求められているものと考えられることなどの事情を考慮すると、深夜における被告 Y 1 の歌声は受忍限度を超えるというべきである。

- (2) 以上によれば、被告 Y 1 は 7XX 号室に入居以降、年に数回程度、深夜に歌を歌い、原告らの居住する 8XX 号室に受忍限度を超える騒音を伝播させたものと認められ（以下「本件不法行為」という。）、その限りで不法行為責任を負うべきである。

3 騒音差止請求について

被告 Y 1 の本件不法行為が前記 1 の限度で成立するととどまること、平成 25 年 3 月以降 8XX 号室を賃借している者は 7XX 号室からの騒音被害に関する苦情を述べていないことにも照らせば、今後、8XX 号室に対する原告 X 1 の所有権が侵害される具体的なおそれを認めることはできないから、騒音差止請求は理由がない。

4 被告 Y 2 及び同 Y 3 の不法行為の成否について

専ら占有者が専有部分を使用している場合も、区分所有者は、占有者の使用状況について相当の注意を払い、占有者が他の居住者に迷惑をかけるような状況を認識し、又は認識し得たのであれば、その迷惑行為の禁止や改善を求めるなどの是正措置を講じるべきである。しかし、被告 Y 1 の不法行為は前記 1 の限度で認められるものであり、7XX 号室の区分所有者である被告 Y 2 及び同 Y 3 が、同室の占有者である被告 Y 1 が発生させる騒音が受忍限度を超えるものであることを認識し、又は認識し得たとの事実を認めるに足りる証拠はないから、被告 Y 2 及び同 Y 3 は、同 Y 1 の違法な使用状況を放置したという不作為による不法行為責任を負わない。

5 原告らの損害について

- (1) 証拠等によれば、原告 X 2 は、8XX 号室の入居前から近隣の騒音被害によるストレス症状があったところ、平成 21 年 4 月には幻聴が出現し、心療内科等で薬物療法を受け、統合失調感情障害との診断を受けたこと、平成 24 年 8 月には妊娠が判明したが、服用していた薬の影響を懸念し同年 9 月に妊娠中絶手術を受けたこと、同年 12 月に原告らは 8XX 号室を退去したことがそれぞれ認められる。

(2) 原告 X 1 に生じた損害

ア 本件不法行為の態様や 8XX 号室の現在の賃借人が苦情を述べていないことからすると、本件不法行為と原告らが 8XX 号室の売却を断念したこととの間に相当因果関係があるとは認められず、被告 Y 1 の騒音により売却利益を喪失したとの原告

X 1 の主張には理由がない。

イ 被告 Y 1 の発する騒音の程度に照らすと、本件不法行為を原因として原告 X 2 に現れた身体症状が生じ、妊娠中絶を余儀なくされることが通常であるとはいえないから、被告 Y 1 にこうした事態についての認識及び予見可能性があったとはいえない。したがって、本件不法行為と原告 X 2 の症状や妊娠中絶、ひいては原告らの転居との間に相当因果関係があるとはいえず、原告 X 1 の支出した転居費用が本件不法行為による損害であるとは認められない。

ウ 本件不法行為の態様その他本件にあらわれた一切の事情を総合考慮すれば、原告 X 1 の受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は 10 万円、弁護士費用相当額については 2 万円をもって相当と認める。

(3) 原告 X 2 に生じた損害

ア 前記のとおり、原告 X 2 の支出した治療費等、引越費用が本件不法行為と相当因果関係を有する損害であると認めることはできない。

イ 原告 X 2 は前記検証時にレンタルした騒音計等を用いて 8XX 号室内の騒音レベルを測定したが、同検証は騒音レベルの測定を目的とするものではなく、また、騒音レベルの測定は第三者の専門家に依頼することが必要不可欠であるから、原告 X 2 が支出した騒音計等のレンタル費用は立証に必要不可欠なものとはいえず、本件不法行為と相当因果関係のある損害とはいえない。

ウ 本件不法行為の態様その他本件にあらわれた一切の事情を総合考慮すれば、原告 X 2 の受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は 20 万円、弁護士費用相当額については 4 万円をもって相当と認める。

【解説】

1 本件は、マンションの上下階に居住する住人同士の騒音をめぐる紛争に関する判決である。近隣騒音をめぐるトラブルは近年増加傾向にあつてマスコミ等で取り上げられることも少なくないが、本件の特徴的な点としては、階上の住人から階下の住人に対する苦情を申し立てたものであること、本件で問題となった騒音がいわゆる生活音とは異なる性質のものであったことが挙げられよう。

2 本判決では、中心的な争点となった受忍限度の判断のなかで、本件条例が定める規制基準はマンション騒音にも一つの参考数値として考慮されるべきであるとした上で、原告らの室内で確認された騒音レベルは規制基準を下回るものの、深夜の歌声についてはその音の異質性や時間帯、測定場所の特性等に鑑みて受忍限度を超えるものと結論づけている。

受忍限度の判断要素の一つである「侵害行為の態様及びその程度」を評価するにあたっては、騒音の測定結果と規制基準との比較は有効な手がかりとなる。裁判例においても、受忍限度の判断の中で規制基準を上回る騒音の存在が重視されたと思われる事例は少なくない（マンション騒音に関するものとして、東京地判平成 17 年 12 月 14 日判例タイムズ 1249 号 179 頁、同平成 21 年 10 月 19 日判例時報 2057 号 11 頁等参照）。

本件条例の定める規制基準は隣地の関係での騒音を対象としており、問題となった

マンション内の騒音に直接適用されるものではないが、当該基準が住民の健康で安全かつ快適な生活環境を確保するという目的のもと、科学的知見に基づいて設定された数値であることに照らせば、本判決が当該基準を受忍限度判断の一考慮要素としたことは相当であろう。もっとも、その際、規制基準が想定する測定条件と当該測定結果の異同を踏まえた評価が必要となること、また、当然のことながら、受忍限度の判断は、規制基準を超えるかどうかの判断と連動するものではなく諸般の事情を総合的に考察して行う必要があることには十分留意しなければならない。本判決の受忍限度に関する上記判断は、以上の視点を意識して行われたものであると考えられる。

- 3 このほか、先に示した、専ら占有者が専有部分を使用している場合における区分所有者が果たすべき義務の内容や相当因果関係に関する判断は、上記2の受忍限度に関する判断とともに、近隣騒音（特にマンション騒音）に関する苦情相談や公害紛争処理の現場においても参考になるものと思われるので、本判決を紹介した次第である。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども

公害紛争処理の対象になります。

紛争を解決するには、まずは相談を。

公害紛争処理制度に関する相談窓口

こうちょうい

公調委 公害相談ダイヤル

03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00
(祝日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX. 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

政府インターネットテレビ「徳光&木佐の知りたいニッポン！」

騒音や悪臭などでお困りの方へ～公害紛争処理制度

公害紛争処理制度について、紹介しています。ご覧ください。

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg4642.html?t=64>

※ 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

第80号 平成27年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

TEL : 03-3581-9601 (内線 2315)

03-3503-8591 (直通)

FAX : 03-3581-9488

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp